

平成20年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成20年3月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成20年3月10日 9時29分			議長	坂口久信
	散会	平成20年3月10日 13時43分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	11番	下平 力人	12番	木下 繁義	1番	所賀 廣
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	松本 太		大岡 寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	木下 慶猛	税務課長	桑原 達彦		
	収入役	矢壁 稔	建設課長兼土地改良課長	永淵 孝幸		
	教育長	陣内 碩泰	収入役室長	坂本 豊		
	総務課長	岡 靖則	支所長	新宮 義晃		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	中島 末博		
	財政課長	大串 君義	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	公民館長	寺田 恵子		
健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	毎原 哲也			
環境水道課長	土井 秀文	太良病院長	古賀 俊六			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成20年3月10日（月）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成20年太良町議会3月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	10番 山口光章	1. 太良町営火葬場整備事業について 昭和31年に建設された太良町営火葬場だが、ここ数年火葬場移転の問題が浮上している。結論が出ないままの状態が続いているが、その進捗状況を聞く。	町 長
2	12番 木下繁義	1. 地域振興策について (1) J R 振興策基本方針と地域振興策特別支援事業の元気な産業づくりで、ガザミ蓄養試験、アサリ漁場の造成、飼料培養礁の設置、道越漁港越波対策（漁業集落排水施設）の内容を問う。 (2) 県道竹崎・上田古里線改良の進捗状況を問う。 (3) 県道多良岳公園線整備の進捗状況を問う。 (4) 広域農道進捗状況と広域農道と国道207号との連絡道整備について問う。	町 長
		2. 企業誘致について 企業誘致の基本構想計画についての考えを問う。	町 長
		3. 環境衛生事業について 環境衛生事業の推進として、火葬場の整備事業の今後の計画と方針を問う。	町 長
3	5番 牟田則雄	1. 総合福祉センター横の泉源掘削工事について (1) 483万円を投じて行った調査の方法と、調査の結果について	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	5番 牟田 則雄	(2)本掘削に至る経緯について (3)契約における費用の分担について	町 長
4	7番 見陣 泰幸	1. 第3次太良町総合計画について (1)生涯学習の推進について 幼児教育と学校教育及び生涯教育の進捗状況と今後の対策について問う。 (2)文化・スポーツの振興について 文化・芸術及びスポーツ、レクリエーションの現在の取り組み、今後の取り組みを問う。 (3)町民参画の促進について 町民参画と地域活動及び国際交流、地域間交流について問う。 (4)効果的な行財政運営について 行政運営、財政運営、現在の運営と今後の対策について問う。	町 長
5	6番 川下 武則	1. 有明海の今後について 昨年より海苔生産業者はますますの収穫並びに収益も上がっているが、漁船漁業を営む人たちは、今年度もタイラギの漁獲が見込めず瀬戸内方面へ出稼ぎに出ているのが現状である。季節もののカキや冬ダコにしても漁獲が見込めておらず生活に困窮されている。 町においては、このような現状を踏まえ、国に対し有明海再生を強く働きかける考えはないかを問う。	町 長
		2. 町立太良病院の健全化について 現在、町立太良病院は赤字経営である。平成18年4月に新病院を開院したが、患者が増えず町民は町外の他の病院へ診察に行っている現状だと聞く。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
5	6番 川下武則	<p>医療は、町民の生活に直接係わる大切な事業なので、町民が安心して太良病院をかかりつけ病院にできるよう様々な努力が必要だと思ふ。</p> <p>太良病院の経営を健全化させるために、今後どうされるのかを問う。</p>	町長
		<p>3. 町営住宅の増設について</p> <p>太良町への若者の定住については、町長も常々考えておられると思うが、現在、町営住宅が不足している状況にある。今後、町営住宅を増設する考えがあるかを問う。</p>	町長

午前9時29分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は5名であります。質問の順序は、お手元に配付しております通告書のとおりです。

1番通告者、山口光章君の質問を許可します。

○10番（山口光章君）

おはようございます。通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

今回の質問は、太良町営の火葬場についてであります。

この火葬場は、昭和31年8月に建設され今日に至っております。建設費は当時明らかではありませんが、年間約100体から120体の火葬の業務が営まれております。施設の敷地面積は374.52平米、延べ床面積が74平米、ホールと兼用して待合室が設けられております。また、火葬炉の設置数が2基、このほど平成19年度より有限会社太良クリーンセンターにより指定管理の委託による業務に取り組んでおります。委託業務料は19年度で8,400千円、また、こ

の火葬場の使用料金は町内5千円、町外25千円となっております。大体簡単な概要であります。

私自身といたしましては、このような施設は町の財産であり、唯一、町にとっては必要な施設だろうと思っております。しかしながら、議会も知ってのとおり、この2年ぐらいの間に施設に隣接する部落から火葬場移転を求める陳情書が町のほうに提出されました。その陳情に対して執行部はどのような対応と取り組み方をしてこられたのか、また、どのような整理の仕方をされるのか、お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

山口議員の、太良町営火葬場整備事業の進捗状況についてお答えいたします。

太良町営火葬場は、御指摘のとおり昭和31年に建設され、50年以上が経過をいたしております。建物や火葬炉等の老朽が著しく、早急な整備が必要だと考えております。火葬場整備につきましては、昨年の6月議会で当時の浜崎議員の一般質問で答弁しておりますように、現在の場所付近で運営できるよう改築したいということで、地元の同意が得られるよう杉谷区の代表者の方々と協議を行っている状況でございます。

昨年の10月には、私と坂口議長外担当2名とで杉谷区民の代表の方々と区の公民館で協議を行い、区民の方々から今までの思いやりや率直で厳しい御意見等も承っております。また、12月も担当課長、担当職員が杉谷区の方々と協議を行っております。私が出ていって協議をしたからすぐ結論が出るというものではございませんので、協議の場で承った杉谷区民の方々の思いを勘案し、議会の皆様方の御協力を得ながら、改築に向けてよりよい結論が得られますよう、今後とも慎重に協議を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

幾度となく部落との話し合いをされてきたと思いますけれども、それは議長、町長、三役が行って話をされたと思いますけれども、具体的な話し合いの中身は私たち議会は存じ上げておりません。だから、その辺を説明していただき、また、これが前向きに進んでいるのかどうか、前進しているのかどうか、その成果はどうであるのか、この点をお聞きしたいと思っております。

なぜならば、先ほど山林購入の問題がありました。あれは急遽出た問題です。こういうふうな、もう2年も前の問題を、陳情書の中身を一生懸命解決しようと思わずに、そういう問題が出たらすぐそれに取り組んでいくと。ほったらかしじゃいけないと思います。やっぱり一つ一つ問題は整理していかなければいけないと思いますので、前向きに進んでいるのかどうか、その成果はどうであるのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

住民の方の反対も、先ほど町長が答弁しましたようにいろんなことを承り、町としましても、私が就任しましてから4回ほど部落のほうで協議をさせてもらっておりますけれども、答弁書の中でも、現在地で改築をお願いしたいということで部落のほうにはお願いしておりますけれども、なかなか部落のほうからの承諾ですかね、合意をまだ得ていない状況であります。

以上です。

○10番（山口光章君）

杉谷部落の考え方としては、移転の陳情を出したわけでしょう、移転をしてくれと。それは絶対移転の動きなのか——部落自身がですよ。そしてまた、移転をする場合の町としての計画はもうつくってあるのかどうか、移転した場合はどうしようと。そしてまた、反対、中立、賛成、この部落の割合はどれぐらいのものか、お尋ねします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

部落のほうとしましては、火葬場を移転してくださいということで陳情がなされております。それで、町としまして移転をするかということは、町長の答弁でもございますように現在地で改築するというのでございますので、まだ移転をするということでの協議とか、町のほうでの話し合いは行っていない状況でございます。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

私も、2回か3回ほど杉谷区とお話をしたわけでございますけれども、まず、町民皆さんに考えていただきたいのは、杉谷区のほとんどの方が、若い人が主ですけれども、精神的な苦痛を帯びると。私も、その精神的な苦痛とはどういうふうなものかということで、お話をするまではちょっと内容的にわからんやっただすけれども、精神的苦痛というのは、ほとんどの人が、ある程度高齢者とかなれば杉谷に行かんばけんと、おいも杉谷からぼちぼちお呼びのかかいよっと、そういうふうな「杉谷」という代名詞を皆さんたちから受けよるといことが精神的な苦痛ということで、私も、ああなるほど、そういうことやったっすかねということで謝ったところでございます。

今後の方針といたしましては、建設に当たっての、火葬場建設の建設委員会等を設置して、まず杉谷区の方ともう一度話し合いをし、町が18年度ですか、町内各地の5カ所ぐらいを回っとるそうです。杉谷区の方でそういうふうな意向を受けたならば、ほかに場所選定をしてみようということで回っとるといことで、私も再度そこら付近も、就任してからまだ箇所等もまだ回っておりませんし、議員さんたちの同意を得ながら、議員さんと一緒に現地踏査をしてみたいというふうなことを思っております。それからどうするか、結論は今年度中には杉谷の方等ともお話をしながら出したいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

私は杉谷で生まれたことでもありませんし、育ったわけでもございません。しかし、幼いころより火葬場の煙突から煙が出て、海べたあたりまでにおいがしているということは十分覚えております。そういうふうな苦痛、先ほど町長がおっしゃられたように、精神的な苦痛は、これは当然のことだろうと私も察しがつきます。

しかし、この部落に対して町としての計画書、もし移転しない場合はこういうふうな火葬場をつくりたいんだというような青写真、建設費はこれぐらいでこうやという、そういうふうなことを提出したことはあるのかどうかですね。そういうふうなことをもししていなかった場合は、町は部落の動き、出方を見ているのか。それとも、部落としても町はどがんさすとじゃろかにやと、そういうふうな動き方を見ているのかですね。これでは前進はありません、実際。どちらからともなく、こんなしたいんだと。しかし、ネックになっていることは移転の陳情ですから、この移転をどうするか、それが先に来るわけですよ。移転するのかわしないのか、そこら辺を執行部はどう考えておられるのか、お尋ねします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

質問の中で建設予定の青写真とありましたけれども、一応地区の部落の方とお話をさせてもらう中で、1回ほど面積の、今現在建っております火葬場よりも下のほうに、東側のほうに、反数では8反ぐらい——といいますのも、現在踏切がございますけれども、踏切を渡ったらすぐその火葬場に入れるようなお話をさせてもらいましたけれども、まずそれはやっぱり青写真というよりも地区の承諾を得てからということで、正確な青写真等はつくっておりません。

以上です。

○10番（山口光章君）

だから、その青写真といいますか、総工費が幾らかかって、こういうふうなシステムで、こういうふうにするんだというようなことを向こうに上げない限りは、向こうの部落の方々も、ああ、こんな火葬場だなど、これやったらいいんじゃないのかとか、いろいろ考え方が変わってくるだろうと思うわけですよ。

だから、やっぱり町としても、陳情書をいただいた以上は、それをどうするかということもありますけれども、実は移転はされてほしくない。ここにこのまま、環境的に非常によいような、美的環境もよいような、精神的に苦痛を与えないような、そういうふうな火葬場をつくってあげたいから——つくってあげたいじゃなし、つくりたいから、こういうふうになっですよという、そのあれはするべきじゃないかと思うんですよね、実際。

そして、この問題に対して部落のまとめ役、代表者は区長ですもんね。区長は陳情を出し

た以上、部落のあれと出した後、何回ぐらいそのことについて役場に出向いてこられましたか。やはりその回数によって、この陳情の値打ちがあるんですよ。熱心さが問われるわけなんですよ、実際。本当にこんなしたいと思うんやったら、これは町のほうにも、もっとどんだんだん言うべきじゃないかと。どがんなとつとつかと言ってもいいんじゃないかと私は思うわけですよ。

要するに、その熱心さによりこの陳情の値打ちというか、移転の重要性が問われると思いますけれども、そこら辺はどうですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

陳情書をいただきまして、それと先ほど私が申しましたように、部落でも4回ほど協議させてもらうほど、区長のほうもたまに役場に来られたときには、そういった話もさせてもらっております。一応区長も、区長のほうの代表というてもやっぱり、部落のほうに委員会ですかね、そういった役場と対応するグループをつくられておりますので、そちらのほうとの両方のパイプ役ですか、そちらのほうをやってもらっておりますので、区長個人として、もう何回でも来庁されるということは、まだ回数的にはちょっと覚えていませんけど、数回しかないと覚えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

この移転の問題に対して、部落の要望というものはありますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

ございません。

以上です。

○10番（山口光章君）

先ほど経済建設常任委員会で、大阪府の岬町というところに町営の火葬場の視察研修に行っていました。この町営の火葬場を持っておりまして、老朽化、これも大体昭和30年代にできたもので、非常に移転問題かれこれ、よく太良町と似ているところがありまして、ここでは地元住民からの要望事項に対する対応が一番ネックになっていたというようなことでございました。

そのたびに地元住民に対する説明会の開催を、何回ともなく重点的において対応したと聞いております。聞かされてきました。町がその対応を100%のむかどうかというふうな問題が一番、これもまたネックだと、焦点だったろうと思います。町の対応の処理は、どのような処理の仕方をしていくのかというふうなことでございます。太良町はまだこの問題について、そこまでいっていないと思いますけれども、もし、例えば部落の要望があり、その希望があった場合に、この問題点を100%のむかどうか、そこら辺を聞きたいですね。

といいますのは、前町長の百武町長は、そういうふうな要望とかなんとか部落が言うんだったら、火葬場はなかってもいいじゃないかと、もうやむうだいと。何ば言いようですか、町長と。太良町にとっては、そのJAの葬儀場もできたことやし、本当に利便性のある便利な場所にあるわけなんですよね。だから、要するに町民のいろんな負担を考えれば、やっぱりあってもいいような火葬場だと思います。しかし、そこには杉谷部落の方々のいろいろな精神的なあれがありますから、私どもは一概にそれは関係ないとは言えませんから、しかし、そういうふうな対応の処理ですね、100%をのむかどうか、そこら辺が私自身としてはネックになっております。そこら辺はどのようにお考えですか、もし条件が出た場合。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

今、現段階ではそういうふうな要望等は出ておりませんが、私はそういうふうな迷惑施設といいますか、ごみ処理場にしろ、火葬場にしろ、地元の皆さんのそういうふうな条件が出れば当然のむべきだと思います。ただし、その条件の内容によっては、どうしてもという場合はまた議会の皆さんたちにお諮りして、前向きに検討していきたいということを考えております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

このたび平成19年度より指定管理者制度が設けられましたね。管理運営の業務において、指定管理者制度がありましたけれども、例えばの話、隣接する部落に対して幾らかでも年間の収入があればいいなと私は思っております。だから、要するにこんな苦痛までして、精神的に参っている部落だけれども、しかし、私たちが管理——例えばですよ、これが移転しなくて公園化したとき、草刈りとかなんとかを部落に、要するに指定管理者制度なんですよね。焼けとかなんとか言うんじゃないんですよ。その部落の方が実際に人を雇って、その頭になって、そして部落にその言いよった8,400千円ですか、5,000千円でもいいですよ、年間それだけ収入が入るといような方法をとってもおかしくないんじゃないかと。何かとその恩恵が来ないと意味がないわけですよ、今までの苦痛が。

だから、指定管理者制度で太良クリーンセンターにやって、年間8,400千円納めているんですけども、部落にも収入があるよね、玄海町原発と一緒にですよ。ここはこれがあるけれども、これだけの収入が入ってくるんだと、年間5,000千円なら5,000千円。そういうふうなシステムをつくってもいいんじゃないかと、そのように思うわけですけども、そこら辺の考え方はないですか。ただ単に、いろんなところを私も聞いて回りました。そしたら、火葬場をつくるかわりに道路を拡張してくれと、あるいは公民館をつくってくれとか、そういうふうな条件をもとにやっていたけれども、現金ですよ。とにかく部落の収入を上げて、部落を裕福にしてやったらいいわけですよ。

そういうふうな方法もひとつ考えてもいいんじゃないかと、これはもう友人の議員と話を
して指定管理を——指定管理とまではいかないけれども、実際部落にそれをあれしたら、う
ちにはこれがあるから金が入ってくるんですよというふうな、よその部落にないようないい
面を出してあげてもいいんじゃないかと、そのように思いますけれども、そこら辺の考え方
はどうですか。

○町長（岩島正昭君）

それは、区の方の同意が得られるには、当然いろんな問題が惹起すると思います。議員お
っしゃるとおり、その一つの方法でもあると思います。火葬場をつくる場合は公園化もある
程度せにゃいかんということで、その公園の維持管理等々も当然出てくると思いますので、
そこら付近の、杉谷区の方のそういうふうな要望等があれば前向きに検討したいと思ってお
ります。

以上です。

○10番（山口光章君）

杵藤の武雄地区でも、火葬場業務のほうを民間に委託したというふうな新聞記事も以前載
っておりました。

そして、これは東北のあれですけれども、岩手の話ですけれども、紫波町ですか、P F I
で火葬場というふうな記事が載っておりました。プライベート・ファイナンス・イニシアチ
ブ、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力を活用して行う新しい
手法だというふうなことで、民間につくっていただいて、火葬場から——これはもし、あそ
こにそのままにした場合、そういうふうにした場合、そういうふうなやり方もあると。これ
は東北では、日本全国でも珍しいやり方だというふうなことでしてましたので、もしその
話がいい方向に進んだ場合、あそこを公園化して、ちゃんとして、景観がよくなった場合に
はこういう方法もあるなというふうなことで参考にさせていただきたいと、そのようにも思い
ます。そこら辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

P F I の問題ですけれども、これはそういうふうな計画が上がれば、民間からの要望等が
あれば前向きに検討したいと思います。

○10番（山口光章君）

最後になりますけれども、この施設は——三谷地区ですね、建設されておりますが、もち
ろん現岩島町長のおひざもとでございませぬ。実際ですね。だから、町長になる前、小さいこ
ろからこの事情というものは十分に理解をして、杉谷部落の人たちの気持ちとかなんとかも
十分にわかっておられると思いますけれども、今後この問題、要するに私はあせがれとは言
いませんけれども、順番どおりやっぱりやっていってもらいたいと。だから、今後の町長の
取り組み方を最後にお聞きしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

確かに、私は三谷出身で、学校等から帰るときは杉谷区のほうを回って、山越えして帰ったことは事実であります。昔から、火葬場の煙というのは目の前で拝見をしているところがございますけれども、今の状況としては、進捗状況といいますか、昔のそういうふうな精神的苦痛か、何で杉谷につくらにやいかんとかというふうなことで、るる検討はしておりますけれども、せんだって杉谷の区長から、また3月5日付ですか、陳情書がございまして、もう一回、当初の、町内を18年度に見て回った箇所を回ってみてくれんかということで、私としては杉谷の交渉に入る前に、杉谷区の代表の方と議会の代表、執行部と、その5カ所をもう一回、再度検討して、どうしても杉谷にお願いしたいということでなれば、利便性もありますから、再度交渉していきたいと思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

これまでの陳情書、あるいはまた後ほど出た陳情書、これは杉谷部落の方々の心の、気持ちのあらわれだと、そのように察しております。したがって、おもしろくない結果が出ないように、とにかく十分に検討なされて、いい方向に向かっていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

2番通告者木下君、質問を許可します。

○12番（木下繁義君）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、地域振興策について。JR振興策基本方針と地域振興策特別支援事業の元気な産業づくりで、ガザミ蓄養試験とか、アサリ漁場の造成、飼料培養礁の設置、道越漁港越波対策——これは竹崎の漁集のところがございますが、その内容等についてお尋ねしたいと思います。2点目に、県道竹崎上田古里線の改良の進捗状況。3に、県道多良岳公園線の整備進捗状況。4に、広域農道の進捗状況と広域農道と国道207号との連絡道の整備について。まず、この項をお尋ねしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

木下議員の1点目、地域振興策についての1番目についてお答えいたします。

ガザミ蓄養試験は、9月から10月にかけて漁獲される軟甲ガザミを蓄養し、品質を向上させ、品薄となる春先に販売し、漁家の所得の向上と経営安定を図るというガザミ蓄養事業の可能性を検討することが目的で、平成19年から平成21年までの3カ年で試験を実施する計画でございます。

平成19年度は、蓄養ガザミの商品としての適正化、餌料種別、蓄養密度別の品質及び生存

率、事業予定地での生存確認等の基礎的な知見を得るための試験を漁協大浦支所に委託し、平成19年度の成果については3月末に報告がなされる予定でございます。詳しくはまだ申せませんが、蓄養ガザミの品質は、2月26日に実施した食味試験では商品としての適格性はあるようでございます。平成20年度以降の試験は、給餌の方法、残餌管理、えさや労務経費についての事業実施に即した試験を行う計画でございます。

次に、アサリ漁場造成につきましては、牟田干拓跡地に覆砂し、生産性の高いアサリ漁場に造成する目的の事業でございます。

この事業につきましては、平成17年度に実施した小規模な覆砂事業の結果を見て判断するものであり、平成19年4月の調査結果を申し上げます。覆砂箇所のアサリは良好な生育状況でありました。しかし、比較対象区として覆砂をしていない箇所が既に捕獲された場所ではないかという指摘がっております。漁協大浦支所としましては、牟田干拓内のアサリ漁場として平成20年9月の漁業権の更新時に、既に区画漁業権を得ている区画を含め、2.5ヘクタール分のアサリの区画漁業権の申請を検討されており、区画漁業権が確定した段階で、事業の根拠となる比較試験を改めて行う予定であると聞いております。その結果、覆砂による事業効果が認められた場合は、最近、試験放流が開始された商品価値の高いアゲマキ養殖等もあわせて、事業実施に向けて漁協、県と協議をしてまいりたいと思っております。

次に、餌料培養礁の設置は、魚類の資源の増大を目的として、魚類の餌料となる小動物を増殖させる効果のある漁礁を竹崎沖に設置するという事業でございます。平成18年度から平成21年度にかけ県営で実施されている事業でございます。

内容といたしましては、全体事業は餌料培養礁約90基、140,000千円で計画をされております。平成18年には36基設置され、平成19年度は24基設置見込みであり、平成20年度計画では12基、平成21年には18基計画されております。この事業に関する効果につきましては、平成18年度設置箇所には既に魚が集まっているようだという漁業者からのコメントも聞いております。

次に、道越漁港越波対策についてであります。平成18年9月の台風13号により、竹崎地区の漁業集落排水用地等が被害を受け、復旧とあわせ、護岸の保護と越波対策について補助事業などで対応できないかということで県と協議いたしております。災害復旧については、原形復旧が基本ということで施工しておりますが、再災害のおそれもあり、越波対策について前町長が水産庁等をお願いされております。しかし、該当する国庫補助事業もなく厳しいとの返答を受けておりましたので、私も昨年、この件について庁内で協議をし、県のほうに事業取り組みの要望等を行ってまいりました。県も再三、水産庁と協議していただいておりますが、適当な国の補助事業はなく、県で対応できないか現在相談しているところでございます。

次に、2番目の県道竹崎上田古里線の改良についてお答えをいたします。

この件につきましては、昨年6月に議員から一般質問があつており、答弁が重複するだろうと思いますが、その点はよろしく願いいたします。

本路線につきましては、平成18年度から平成22年度まで、延長にしまして800メートル、幅員10メートルで計画し、平成18年度に事業費50,000千円で測量設計、用地補償等が実施され、延長180メートルを19年度に繰り越して改良工事が施工中でございます。平成19年度は、当初50,000千円が予定してありましたが、8,000千円を追加し、58,000千円の事業費で、用地補償や舗装工事等が計画されており、舗装は平成20年度へ繰り越しの予定でございます。平成20年度は、事業費は確かではありませんが、ほぼ前年並みぐらいではないかと聞いております。事業の内容といたしましては改良工事を260メートル実施し、うち160メートルの舗装を計画されております。

次に、3番目の県道多良岳公園線整備事業についてお答えします。

本路線につきましても、国道から未改良部を平成18年度から平成25年度まで、延長にしまして600メートル、幅員12メートルで計画し、平成18年度は11,700千円で測量設計、用地測量が実施され、平成19年度は当初80,000千円の予想でございましたが、測量等に時間が係る見込みでありまして、家屋調査、用地補償が実施できなくなり、測量委託のみを行っております。平成20年度は前年度並みの80,000千円で、家屋調査、用地補償等が計画されております。

次に、4番目の広域農道の進捗状況と広域農道と国道207号との連絡道についてお答えいたします。

初めに、広域農道の進捗状況についてであります。平成19年度末現在、総事業費22,480,048千円に対し20,217,298千円で、進捗率は86.1%となっております。事業量では、延長にしまして1万878メートルのうち7,871メートルが舗装まで完了しており、進捗率は72.4%となっております。なお、太良町から鹿島市までの総延長1万7,450メートルの全線開通は平成22年度の予定になっておりますが、太良町内については平成21年度完了予定であります。

次に、広域農道と国道207号の連絡道整備についてであります。本路線は平成20年度から平成21年度の2カ年間で、総延長約1,800メートル、全幅員8メートル、総事業費450,000千円で計画してあります。短期間の事業であり、特に用地の提供など早期に確保する必要があり、平成19年度に大浦地区の区長、生産組合長ほか、関係者の方々に対し概略の計画路線を示し、事業の必要性や用地等の提供について既に説明会を実施し、用地等の提供について協力いただくようお願いをいたしております。なお、20年度の当初予算に路線の調査設計、用地測量、用地買収費、補償費等の事業費として80,000千円を予算計上させていただいております。

以上でございます。

○12番（木下繁義君）

る説明をいただきましたが、1点目のガザミ蓄養場の件につきましてでございますが、9月に2,149千円補正をされて実施され今日に至っていると。また、今年1,250千円ですか、予算化していらっしゃるんですが、状況は非常によいというようなことでございますが、このような金額で今後、今のところは試験ということでございますが、生産状況になった場合は、これは短い期間の試験でございましょうけど、今、もとの養殖場の近辺にされていると思いますが、先の考えといたしまして、これが成功すれば今の場所では非常に無理じゃなかろうかというふうな考えを持っておるわけですが、これが成功して先に拡張というような考え方をするとき、どういった方法を考えていらっしゃいますか、その点についてお尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

今、この蓄養試験につきましては屋内と屋外、屋内は御存じのとおり栽培センターの中でございます。屋外につきましては、今、議員御指摘のとおり、昔のエビ養殖場ですか、あそこに試験的に置いとつとですけれども、両方とも生育は順調であると。食味も結構、内外問わず順調に育っております。

将来的には、そのエビ養殖場も、今漁船が何そうか入っておりますけれども、その部分につきましては漁協と話し合せて、隣の船着き場に置いていただくということで、そこも利用して、規模拡大としましては、当初は沖合、いわゆる夜灯鼻付近にどうかということを検討しましたけれども、あそこになれば夜に監視が届かんで、盗難されるおそれのあるとやなかかと、漁協の目が行き届かんとということで、そのエビ養殖場の沖合のほうに、すぐ横ですけれども、あそこに護岸を設置して拡幅するというふうな、まだあくまで計画でございますけれども、そういうふうな計画を立てておるところでございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

わかりました。

今、町長がおっしゃるように、沖のほうというと草スキー場の沖ですかね、あの辺も、前の町長の構想ではそういった話をよくされていたんですが、あそこはやはり北東の風あたりが非常にひどいわけで、それから窃盗ですね、盗難防止の面でも行き届かないというような点多々あるかと思って、やっぱりその辺は非常に慎重に検討する必要があるんじゃないかなろうかと、こういうように思っております。

ところで、例えば今、屋内養殖場の前で屋外をされていらっしゃるんですが、以前に、今日の状況としてはどうか知りませんが、あそこで大元産業という施設があるんですよ。そこでいろいろ保安部の問題等もありまして、公害というような、多々問題になった点があるわけですもんね。その辺もやっぱり十分調査をして、せつかく養殖した品物がそういった公害等

に侵されているというようなことがあつては、またこれも大変なことじゃなからうかというふうな危惧をするわけですから、その辺も十分考慮して対応していただければありがたいと思います。

次に、アサリ漁場の件でございますが、牟田干拓跡地にやっぺらというところで、生育状況も順調というような報告を得たと思いますが、ほとんどの養殖業が、南総の関係か、私、素人で、はっきりは意見はできませんが、ほとんど不漁の状況でございます。天然は幾らか小さいのがとれていると。養殖業は大変不漁であったというふうなことから、干拓の中が順調に育っているということであれば非常にありがたいと思いますが、その辺も確証ができるわけですかね。ちょっとお尋ねします。

○農林水産課長（高田由夫君）

先ほど町長が答弁いたしましたとおり、20年9月が区画漁業権の更新時期でございます。それで、拡張して2.5ヘクタールほど漁協は考えておられます。そこで再度、水産振興センターのほうに依頼いたしまして、再度どうなのかということを試験して、その後に県と協議していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○12番（木下繁義君）

次に、この飼料培養礁の設置については、るる基数の問題点の報告を受けたわけですが、魚が非常に寄っているような漁民の方の声というようなことで大変喜ばしいことですが、この設置というものは、実際、潜水器具なんか使って現状の状況を確認するというようなことをやっぺらいたしませんでしょうか。その辺いかがでしょうか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

この事業につきましては、JR振興策の中で県営事業ということでございまして、設置の方法等は詳しく存じ上げておりません。

○12番（木下繁義君）

それは県営事業にしても、漁協のほうも真剣に取り組んでいると思いますけど、やっぺら町のほうとしてもある程度内容を知っておくべき、必要じゃなからうかというふうに考えますので、その辺も検討してください。

次に進ませていただきます。

集排の越波対策でございますが、今まで2回にわたって台風等で災害を受けた現況です。そしてまた、災害の基本といたしましては原況復旧ということでございますけど、ああいっただ素人でもわかるような薄っぺらな事業をされて、今後また台風が来れば同じような羽目になるというのは、もうこれは確実のように思いますが、今まで、前町長も相当国のほうにも要請をされて、対応がなかなか難しいというようなことを聞いておるわけですが、やっぺら

これは町単独でも幾らかでも事業費として、それからまた振興策の上でもこれについて対応、御相談ができないものか、その辺ちょっとお尋ねしておきます。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

先ほど町長が御答弁申し上げましたように、やっぱり国庫補助では無理だと。それから、災害復旧についてはあくまでも原形復旧だと。これまた改良は望めないといったことで、今議員御指摘のように、県の単独事業として何か対応できないかといったことで、今、県のほうに町長も要望していただいておりますし、私としましても県の担当課長のほうに、災害が2回起きて、同じ工法でやっても再災害が起きるだけじゃないかといったことでお願いしております。

ですから、まだ結論は出ておりませんが、県のほうは県のほうで、やはり財政的に厳しい関係からでしょう、水産庁のほうにも再三出向いて、何とか国の補助事業でやってもらえないかというふうなことで、今協議中だという返事をいただいております。

以上でございます。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと補足します。

越波対策で、議員も御承知のとおり、処理場の敷地内がフェンスもやられたり、あるいはU字溝のふたが飛んだりしとったわけですね、当時は。消波ブロックは上まで上がとらんですけれども、あれは300のヒューム管が40メートルピッチで入とととですよ、ずっと護岸に、場内の排水ということで。あれが、波が護岸に直接当たって、このヒューム管を通して、ウオーターハンマーでば一とふたば吹き上げとととですね。それがもう40メートル、ずっと入ととるものですから、だから、19年度にその対策として、これは補助事業もできんならばということで、ステンレスの招き戸ですね、あのふたをつけて、中のウオーターハンマーの起こらんごた対策は今もう済んでおります。

あと、消波ブロックは、これは恐らくまた同じ方向で来れば再災害が起これると思いますけれども、場内はああいうふうな起債はでけんと思います。その消波ブロックにつきましては、再度私も振興策でどがんなとんしてくれんかいということで、国の補助がでけんなら県の補助でもやってくれんかいということで、県の部長とも話は今しておるところでございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

次に、竹崎上田古里線の改良について、今着々と進んでいる状況でございますが、きょうの回覧板で地元に戻っているのが、舗装は町長が説明されたように20年度にずれ込む場合もあると、そういうときにはまた通知をしますと。舗装は増田建設が担当されとるようでございますが、そういった通知を受けたわけですが、この県事業にして、請負当時のように完成

できないといった面について、建設課長、これは県の考え方ばってんさ、地元としてこれはどうせおくれるんじゃないかというふうな、公共的な事業はこんなもんじゃないかというふうな声を聞くんですよ。それで、それは県の事業としておくれるのはやむを得んけどさ。

それともう1点は、あそこを迂回してずっと皆さんが利用されているんですが、あそこを通る一般の人から、余りにも道路の整備がなされとらんじゃないかと、もう少し配慮していいんじゃないかと。あのでこぼこを少しぐらい埋めたりなしたりして、毎日事業をしよるんだから、もう少し通行者に配慮してよかつじゃなかつかいと、木下議員、そこんたりや、たとえ県事業であっても町のほうにお願いする必要があるのじゃなかろうかといった意見を聞きましたので、その辺についてちょっと、県事業としてあんまり口出しができませんものだろうというふうには思いますが、建設課長、お願いします。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えします。

もちろん、工事中のときはいろいろ通行される方々に迷惑をかけるということは、もう十分承知しておりますので、そこら辺は必要最低限の配慮はさせていただくように、これから私も、早速県のほうには要望していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○12番（木下繁義君）

お願いします。

それから、20年度、また今後において、竹崎線の地権者との話し合いがなかなかスムーズにいかないというようなこと等も関係者から聞いておるんですが、その地権者との今後の交渉について、そしてまた、交渉ができない場合は事業がおくれるということ、それからまた、おくれれば利益にはつながらないと、恐らく道路特定財源問題等も大きく影響はあろうかと思いますが、その地権者との交渉、対応についてお考えをお尋ねいたします。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

議員御指摘のように、やはり数名の方とまだ交渉が完了しておりません。それで今、県の土木のほうとも、我々も一緒になって、当然地元として行くべきであるから、また金も示していないところがあるといったことも聞いておりますので、これから関係者で、そういった金銭、補償費まで含めて提供しながら、用地の提供、またこの道路に対する御理解をいただくよう努力していきたいと考えております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

その辺は、やっぱり地域の人たちは大変期待をしとるわけですから、ぜひ積極的に、執行部だけでだめなら、やっぱり地域の有志の人とか、親戚関係で一緒になってでも相談していただくような取り組みを極力お願いしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

それと、多良岳公園線についてお尋ねします。

この公園線の地権者との問題等々も大分進んでいるようには聞いておりますが、これについて現在の状況、それから今後の状況、地権者等の考え、見込み等についてお尋ねします。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えします。

県道多良岳公園線につきましても、数名の方の同意をまだ得ていないのが実情でございます。今後、やはりこういった同意を得ていない方の意見というの、私も説明会に行ったときに聞いておりますけれども、やはり一番心配されているのは、新たに道路が広がって、そういった危険性も言われておりますが、私がお願いしたのは逆にですね、今、小学校から上のほう、特に踏切付近までは、既存の道路ではかえって通学時は危険で状態でございます。ですから、ここを改良して、やはり大型がスムーズに通れるような道路を改良していただくよう、県のJR振興策の中で、町費は要らないような形でやっていただいておりますので、その辺については切にお願いいたしますといったことで説明会の折には言ってきております。しかし、個々にはまだ行っておりませんので、先ほど県道竹崎上田古里線でも申し上げましたように、個々にですね、今度はそういった補償まで含めた話を進め、そして道路の必要性を訴えながらお願いしていきたいと、このように考えております。

それから、工事の予定と県のほうでされている分につきましては、先ほど申し上げましたJRの踏切から上のほう、中山よりのほうですか、そちらのほうを先に改良していきたいというふうな考えではあります。

以上です。

○12番（木下繁義君）

わかりました。

19年度に、この広域農道としてトンネルあたりができると思いますが、これは今までトンネルの視察も議員全部でやった経緯がありますね。このトンネルの状況はもう全部完成しておりますか。それとまた、議員で調査、視察なんか考えていらっしゃいませんか。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

トンネルにつきましては完成しております。しかし、まだですね、実は県のほうがこれを供用するというふうなことで申し上げてこられたわけですがけれども、私のほうで、このトンネルを供用していくのには、トンネルの電気代、中の蛍光灯をつけにやいかんとか、そういうもろもろの問題が経費的に発生しますので、まだ先のほうが——先と申しますか、糸岐川のほうができていないのに、あそこを供用しても余り効果もないだろうといったことで、経費面だけが発生してくれば、町のほうとしても大体、電気料を計算しますと約600千円余りの電気料が要するというふうなことでございますので、そういった経費はまだ使いたくないと

いったことで、通られる分については通っていただくような方向で、今いろいろ安全施設をちょっと取りつけしてやってはおります。しかし、完全にここを供用すると、開始するというふうなことではまだ今考えておりません。

それから、橋梁のほうは平成21年度、最終年度に完成するようになっておりますので、それが完成して、今のところまだ上部工もかかっておりませんので、そこら辺がはっきりし次第、また皆様方と協議をして御相談をして、広域農道の視察と申しますか、調査ですか、そういったことはやっていただきたいなというふうなことで考えております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

広域農道に、19年度に89,000千円と、20年度に89,000千円というような、この主要事業一覧表に上がるとのわけですが、この事業の内容といたしまして、4期地区といいますか、そこが一番やっぱり、2年間にわたって事業もされていると、一番難所じゃなかろうかと、金も要るごたっ状況だと思いますが、ここの完成は大体、見通しとしてはどのくらいをされておりますか。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

舗装を20年度で予定してありますけれども、これは御手水と三里付近、あの嘉瀬ノ坂の橋がありますけど、その間の舗装ですね、その分を予定されております。それから、今申し上げました糸岐川の橋梁の上部工ですね、そこを計画していただいております。

それで、御手水のほうが橋がもうでき上がっております。しかし、両サイドの舗装がまだできていないし、大浦川寄りのほうが、今、下のほうに橋梁をかけるために借地ですけれども用地の整備を今やっておりますので、最終的にその整備が終わらんと上のほうが、取りつけの整備ができないといったことで、ことしの8月ぐらいには橋梁は通られるようになるだろうというふうなことで聞いております。しかし、舗装についてはそのくらいに終わるように、できるだけ早く終わるようにというふうなことで県のほうにはお願いしておりますけれども、橋梁と開通同時に舗装が終わるかというのは、まだちょっと今のところ不明でございます。

以上でございます。

○12番（木下繁義君）

次に、この広域農道との連絡道路ですけど、4路線ぐらいの、ここに計画が上がっているわけですが、町長から大浦地区のほうの、津ノ浦牛尾呂線についてはちょっと御報告を受けたわけですが、これはほとんどの地権者も了解というようなことを聞いておりますが、間違いございませんでしょうか。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えします。

この路線については、先ほど町長が答弁申し上げましたように、昨年から説明会を数回開催し、地元の地権者の方にはこの道路の必要性を特に訴えて、このJ R振興策で、これまた町の金が要らないような形でできる道路でもあるし、また、将来的には絶対大浦には必要な道路ですよという内容の説明を申し上げて了解をいただいております。

それで、測量も一応、19年度の基本概略設計ですね、それをさせていただきました。それから、その概略設計ができましたので、ことしに入りましてもこの路線を示しながら、関係者の方々に御協力をお願いしてきております。その中では、まだ私のところは反対ですよという声は一人もお聞きしておりません。

以上です。

○12番（木下繁義君）

そしたら、次の2点目に進みたいと思います。

企業誘致についてでございますが、企業誘致の基本構想、計画等についての考えをお尋ねいたしたいと思います。まず、町長のこれに対する考え方をお尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

2点目の企業誘致についての質問にお答えをいたします。

本庁の行政課題である少子・高齢化問題や若者定住問題の対策は、喫緊の課題としてその対応が求められております。これらの問題の対策の一つの方法として、雇用の確保を図る意味においても企業誘致を有効な手段ととらえております。

昨年12月に策定しました第3次太良町総合計画の後期基本計画書に、企業・事業所等の誘致を主要施策の一つに掲げております。しかしながら、太良町において企業誘致を図るとなると、さまざまな困難を乗り越えなければならない現状にあります。地理的問題といたしましては、高速交通体系から離れていること、そして、平たん地のほとんどが宅地や農地で、工場適地の確保が非常に困難であることなどから、太良町にとって企業誘致を図るとなると、その環境は厳しい状況にあります。

このような状況の中で、平成22年度には太良町から鹿島市までの広域農道が完成し、これにより長崎県諫早市と鹿島市を結ぶ広域農道が全線開通となり、これを機に今までより交通アクセスの改善が期待されます。町といたしましても、何とか事業所等の誘致を推進できるよう検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○12番（木下繁義君）

今、町長が説明をされたんですが、今度の3月議会で太良町定住促進条例も提案をされておりますが、まず町民の声としては、やっぱり働く場がないために食えないので、働く場がなかなために出ていかんばしょんなかやっかいとか、それで、ある場で私は、議員はもう少し

太良町の活性化を求めて一生懸命努力をしてくれればばいというような声を聞きました。そしたら、私は、それはどういったことをすれば活性化につながるか知恵をかしてくださいと言ったところが、企業誘致なんかばせじゃくさいえとか言われました。ああ、そうですね。企業誘致は執行部も議員も一緒になって、何とか太良町に企業が来ていただけないだろうかということで、大変模索をして今日に至っておりますと言ったところです。それで、企業誘致するにはどういった取り組みをしたらいいか、それも知恵をかしてくれんですかと言ったところが、そぎゃん言わるつぎとちよっと困もんにと。そうですよ、そのとおりですよ。言うとは易しかって。しかし、実際というものは難しいんですよと言った経緯があるわけですよ。

そういうことで、定住促進条例もしかり、いい町民の反応があるかと思いますが、まずやっぱり働く場がなくては、それは今家をつくろうとしている人たちには大きなメリットであろうと思います。しかし、ここにたった1,000千円、2,000千円の融資を受けるから、働く場がないのに、よそから来て家を建てるという人はいかがなものかなという気がするわけですが、今後のこの企業誘致の問題といたしまして、先ほど大阪のほうに視察に行ったんですが、条例による優遇制度の策定あたりもされているわけですよ。そこでやっぱり太良町においても、以前、私は企業誘致をする前に、土地の確保とか、いろいろなそういったことがまず大事じゃなかろうかというふうな考え方を言っとったんですが、やっぱり視察に行ってみて、非常に優遇な措置をされている、面積も確保されておいて、なかなか来手がいないというようなことも聞いておまして、これも今後の一番太良町に対して必要な取り組みの事業と思うわけですが、やっぱりまず構想、ビジョンをどういうふうに関後計画を持っていられるか、その辺も大事だと思いますが、それについて一言お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

ビジョンということをございますけれども、その前に、鳥栖とか、あるいは吉野ヶ里、あそこら付近につきましては、さっきも答弁で申しましたとおりに地形的に全然太良町とは違います。太良町は、まず企業誘致を促進する以上は、現在地は、お答えしましたとおりに、できれば広域農道沿いと思っておりますけれども、太良町は水道水も地下水に頼っております。山間部がやっぱり、企業誘致となれば5町、6町の土地が要るわけですよ。それを開いてしもうて、工場悪水等々がまた下方に流れて、水田とか、あるいは樹園地の農薬散布、いわゆるため池を今利用していただいとるわけですがけれども、そこら付近もる町民の皆さんとも検討すべきと、もう第一は工場の悪水ですね。

そういうことを加味しながら、私もこの企業誘致というのは大事な行政の施策の一つと考えております。太良町にとっても、企業誘致を図るとなると誘致促進のための基本的な方向性を示す必要があるということも十分認識しておりますので、まず、そこら付近につきましては基本構想の策定ということで、商工会とか、あるいは議員さん、あるいは町民の皆さ

んと、そういうふうな策定委員会等々をまず設置をして、研究等々をどうするかと、そういうふうな誘致の対策、支援等については、今後研究を重ねていかにやいかんというふうに思っております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

次に進みたいと思いますが、環境衛生事業の推進として、火葬場の整備でございますが、今の山口議員が質問をされておったわけですが、私もちょっと触れてみたいと思います。

話を聞く中で、ここを移転すると、火葬場を移転するということになった場合、いろいろ今後議員も一緒になって現地踏査をしたいというような町長の説明もあったわけですが、移転をせにやいかん、しかし、移転の場所がないといったことになりますと、今、杵藤広域圏の火葬場なんかには約50分、1時間はかかるのではなかろうかと、距離的にですね。それからまた霊柩車の問題、相当費用がかさむんじゃないかと、相当不便を来すというようなことを考えますときに、やっぱり今の現状の地域の人たちにいかに理解をしていただくかということ、地元の、何回もお話があつておつたように、要望等も十二分にお話し合いの上で、できることならのんでもらって、そして、先ほど話もあつておつたように、地元、例えば玄海地区の原発の問題でも一緒、やっぱり地元で迷惑をかければ、それだけの何かのメリット、恩典ですかね、そういったことをまず前提として話し合いを進めていただくというのも非常に大事じゃなかろうかと思うわけですよ。

それでまず、いろいろな、こっちから相談を持ちかけるとか、向こうの言うのを待つじゃなくして、そして、今のままで時間をただ過ごせば、環境は非常に、今近代的にこういう時代に、太良町のような火葬場というものは恐らくないというふうな気がします。そういった面からも、ぜひその辺の取り組み、考え方を地元の人とどうしてもできんものか、それとも、そういうふうな条件等がある程度クリアできればのんでいただくものか、そして、期待に沿うような無臭・無煙の、そしてまた公園化した立派な場所にするというふうなこともぜひ考えてもらいたいと思いますが、この点、もう1点お尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

まず、通告書に沿って答弁をいたし、今の議員の御指摘については改めてまた答弁をいたします。

3点目の御質問の、火葬場の整備事業の今後の計画と方針についてお答えいたします。

先ほど山口議員から、火葬場整備事業の進捗状況の御質問の答弁と重複するかと思いますが、今後の計画方針等については区民の同意を得ることが第一条件であり、同意を得られれば杉谷区と計画等について協議を続けていきたいと思っております。

次に、通告外の質問でございますけれども、その件につきましては、当然もう要望等が出れば前向きに、100%はいかないかもしれませんが、極端な、かけ離れた要望等につ

いてはまた議員さんたちとお話をしながら協議をせにゃいかんですけども、ある程度の要望というのは、当然それはのむのは建前だと思います。

以上でございます。

○12番（木下繁義君）

以上で私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけども、暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

3番通告者牟田君、質問を許可します。

○5番（牟田則雄君）

議長の許可を得ましたので質問をいたしますが、初めての質問でございますので、不都合な点もあるかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、通告書どおり、総合福祉センター横の泉源掘削工事について質問いたします。

1番目に、4,830千円投じて行った調査の方法と、その結果についてであります。2番目に、本掘削に至る経緯についてであります。3番目に、契約時における費用の分担についてであります。その前に、去る12月の議会で末次議員が同施設に対する質問をされましたが、それに対する町長の答弁の内容について2つぐらい確認をしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

1番目に、町長は、この井戸は一定量の水は出ていると認識されていますか、いませんか。この点についてお伺いしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

通告書に沿って答弁をいたします。

牟田議員の総合福祉保健センター横の泉源掘削工事についての質問にお答えします。

1番目の4,830千円投じて行った調査の方法と調査の結果についてであります。調査期間が平成10年2月28日から平成10年3月31日までの間で、株式会社ダイヤコンサルタントに調査を委託して、油津、畑田、北町地区を調査範囲として、22地点での電磁波探査と40地点でのガンマ線スペクトル探査による調査を行っております。

調査の結果であります。報告書によりますと、地層構成は深度約500メートルから600メートル付近を境に、上部に火山岩類、下部に堆積岩類が分布すると推定されており、健康広場付近に熱水あるいは破碎変質等の領域が集中していると結論づけられております。

地質構造では、電磁波探査と放射能探査によると、東北から南西方向へと北北西から南南東方向の2系統の断層が推定されており、これらの断層は堆積岩類のところに多く見られ、調査区域の南東域である健康広場周辺に集中し、地下水が貯留性に富むところであり、可能性が非常に高いと結論づけられてあります。

2番目の本掘削にかかる経緯についてであります。報告書の泉源掘削候補地点の範囲内にある総合福祉保健センター横あたりにボーリングを試みたらという計画を持って、上司との協議を進めているという答弁が、平成10年6月議会でなされております。その後、7月には佐賀県への温泉掘削許可申請書がなされ、10月に県から温泉掘削の許可が承認され、11月には本掘削の施工伺をなされております。

3番目の契約における費用の分担についてであります。発注者と請人との負担割合に関する条項はありません。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

担当課で質問しましたところ、電探調査による調査方法ということを知りましたが、どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと済みません、よう聞き取れんやっただけ、もう一遍お願いします。

○5番（牟田則雄君）

担当課に質問いたしましたところ、調査の方法は電探調査で行ったという返事をいただきましたが、これに間違いはないでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

答弁します。

今答弁で申しましたとおりに、22地点での電磁波探査と40地点でのガンマスペクトル探査による調査を行ったということでございます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

今の町長の答弁に補足説明をいたします。

先ほど町長が答弁いたしましたガンマスペクトル探査というのが電磁波探査ですね、正式にはCSAMT探査というそうでございます。それともう1つ——先ほどのは電磁波探査でございます。それともう1つ、ガンマ線によるスペクトル探査、この2つの探査が行われております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

私はその電探調査だけ行われたと聞いたものですから、ちょっと質問しておりますが、電探調査で行いますと、今の現地ではちょっと不可能なわけですよ。というのが、掘る予定の

深さと同じ距離右と左に分けて引っ張って、そこに電気を据えて調査しないと電探調査というのはいけません。

それからいきますと、今の現地では、どちらか必ず海のほうに1つが入りますので、電探調査はできないということがわかっておりましたので、何で電探調査でやったのかなという疑問がありましたので、ちょっとそこら辺はひとつわかりました。

それと、1番目はそれで結構です。

2番目の本掘りに至る経緯についてでございますが、これは普通温泉を掘るときには、よっぽど確実な調査の結果が得られないと、一応3分の1か4分の1の経費で試験掘りをやって、その結果においてここは確かに出るということを確認した上で本掘りに入るのが大体温泉掘削の手順だと思いますが、その点、そこら辺を試験掘りをやられたという資料あたりがないようですが、どうしてここはいきなり本掘りに凶られたのか、どういう経緯なのか、そこら辺をお聞きいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当時の資料等を調べてみましたが、本掘削に入った経過というのが、詳細についてはちょっとわからないというような状況でございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、もうわからないのは聞きようがございませんので、3番目の費用の分担についてですが、先ほどちょっと前段に触れたところとここは重なりますので、先ほどはもう町長の進行どおりに従いましたが、これは工事費の全額を支払われているわけですか、どうですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

1,500メートル掘削をしておりますが、全額支払いがなされております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

ということは、町が望んだ水量は出ていたという結果になるということですね、全額払うということは。大体通常温泉掘削に出なかった場合は、費用は半分とか、最近ではもう全く払わないというような契約のやり方が通常一般的に行われているんですが、全額払ったということは、町が希望するだけの水量が出たという結果に基づいて払われたと思いますが、その点いかがでしょうか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

先ほどの答弁で1点漏れておりましたので、補足してお答えをいたします。

当初1,200メートル掘削がなされておるようでございます。それで、湯量の確保が十分で

きないというようなことで、その業者さんの提案書に基づいて協議がなされて、議会のほうにもお話がなされておりまして、再度許可の深度いっぱいである1,500メートルまで、300メートル掘削をするというような結論になっております。それで、100メートルについては業者の負担だと。あと残りの200メートルについては変更契約を締結して掘削をすると、そういうふうな経過になっております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

一応、ここに来るまでは私も一般町民でございましたので、この井戸については、何か有毒ガスが出ているから使われないとか、異常に鉄分濃度が高過ぎて使われないとかいうような、これもやっぱりうわさと思いますが、一般の町民の人は、ほとんどそういう理解で今ここが使われていないというふうに理解されていると思います。

ところが、この井戸の調査の結果を見てみますと、これが調査日時が平成18年の8月11日で、先ほどの末次議員に対する答弁のことで、通告書に従ってということで町長が言われましたので、そこでは質問をしませんでしたが、この中で、町長の答弁の中で、揚水試験等、資料等を調べてもらった結果ということで、1分間に50リットルくみ上げた場合、水位は350メートルのところまで下がったということは、これは毎分50リットルの何時間と間違いじゃないでしょうか。その先にも、1分間に100リットルくみ上げた場合は、水位は390メートルまで下がるという答弁をされておりますが、これは大体毎分50リットル、毎分100リットルの間違いじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

答弁漏れで、そういうふうでございます。毎分50リットルということです。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、これは調査の結果、これ以外に、11年の8月11日調査結果以外には、もう調査はされていないという担当課からの返事でございますので、これに基づいていきますと、調査日時が平成11年の8月11日で、泉温は33.9度、それから湧出量が毎分91リットルになっております。91リットルといいますと、家庭の水道を全開した場合が大体毎分20リットルから25リットルと思いますが、それからいきますと、大体全開した家庭用水道を4本ぐらい出しっ放しでも、これは賄い切るぐらいの水量が出ているという結果が出ているんですが、その点はいかがでしょうか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

これは平成11年9月議会での議案審議の中での答弁でございますが、あくまでも自噴という形で毎分90リットルという報告が来ておるそうでございます。それで、ガスが抜けて一定

の水位が安定すれば、その時点で正確な湯量がはっきりするという答弁がなされております。

お答えになったでしょうかね。

○5番（牟田則雄君）

担当課長は最初からこれ立ち会われたわけじゃないと思いますので、担当課長を責めるつもりは決してありませんが、泉質のほうも、これはナトリウム、鉄、そしてガスと言われるのは、これは全部炭酸ガスになっております。有毒ガスじゃありません。この資料の結果からいけば、炭酸水素塩泉ということで、これは全く人間には無害のガスしかここは出ておりません。それと、法律で決められた温泉法に定めた19の含有物が、19のうちに1つでも入っておいたら温泉と表示してよろしいという、法律で決まった温泉法で定められた19の中に、これ温泉表示してもよろしいという成分が2つ入っているわけですね。そして、鉄分の量もやや多めですが、鉄分は少し多いですよという、その先ほどの1,200メートル掘ったときの見解の中に書いてあります。

これほど立派な水をどうして今まで使われなかったのか。そして温度は、町長は土木の専門家でいらっしゃると思いますのでわかっておられると思いますが、大体100メートルに3度ずつ温度は上がっていくわけですね、下に下がるほど。そしたら、1,500メートル掘った場合は、水を入れても45度になって、外の外気温がそれにプラスされるものですから、外気が10度ある場合は、55度の水は確保できるわけですよ。1,500メートル掘ってふろに使われたいという水は多分その水質量によりますが、一定の時間をもてる余裕があったら、大体ふろの水に使われたいような水温はないと思います。それからいきますと、これは使われるのを使わなかったのか、使えなくて使わなかったのか、そこら辺が、ちょっとこの結果を見ますとどういう、どっちのほうか、理解に苦しみますので、そこら辺を町長、どっちだったのか、ちょっとお答えいただけますか。

○町長（岩島正昭君）

私が聞いている範囲でお答えします。

私もその当時は商工水産課におりまして、詳しくは存じませんが、まず、ガスの自噴が1日に何回かあるということで、スイッチポンプを入れられんということを聞いておるわけで、そして掘削をした当初の吹き上がったとは、議員御指摘のとおり五十五、六度あったということは聞いております。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

その後、調査とか、いろいろこれについての質問は今まで何回もあって、実は私が質問すると言ったときには、またやというような感じの意見をいただきましたが、これ以外に書類がないということになれば、温泉分析証もちゃんとこれに添えて、県が分析した結果もついているわけですよ。それによりまして、ナトリウム、鉄、炭酸水素塩泉ということで、これ

は温泉として使ってよろしいということの県のほうの調査結果も出ているわけですね。

それから、浴用場の一般的注意事項ということで、この湯に入る場合はこういうことには注意してくださいとか、こういうことには効能がありますよということをいっぱいここにも書いてあるわけですよ。これを使われないという見解は全くこれには載っていないわけですね。

それで、先ほど私が言いましたように、1分間に約91リットル、毎分91リットルも出ている井戸を、どうして今まで積極的に利用するようなことがなかったのか、そこら辺がちょっと不思議でならんわけですよ。町長、どう思われますか。

○町長（岩島正昭君）

先ほども申しましたとおりに、温泉の成分調査も、その水中ポンプを入れても、また吹き上がって入れられんということで、ある程度その自噴がおさまるまでそのまま様子を見ようという経過と思います。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

これは、先ほどから申しましたとおりに、ガスは炭酸ガスなんですよ、ほかのガスの指定は全くありません。それで、その炭酸ガスの気泡が下にたまって、それで中の水を押し上げて、その言われたようにエアリフト状態になって、時々それがいっぱいいっぱいになったときには上に上がってきているということで、それで大体、これは立派にしてあって、上から700メートルのところまでは上水が入らんようにコンクリして、その下からこれは水をとるようにもう完成されているわけですね。

それともう1つ、これはもう書類を見ないとわからないことですが、工事中、一番大きい径のボーリングは上から50メートルするという契約になっています。ところが、実際やられておるのが32メートルしか一番大きい径は掘っていないわけですよ。そういう場合は、発注者と工事者がどういう理由でそこでやめたか、地下のことでわかりませんので、必ずやりとりのところをメモして、そして、そういうふうで、そこでよろしいという指示書をいただいて添付するのが大体ボーリングの常識になっていると思います。ところが、そういう書類も一切ついておりません。そういうところも今後こういう工事をするときには、執行部の方々には十分注意しながらやっていただきたいと思います、どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

牟田議員の実際50メートルが32メートルとなっておるということで、私もわかりません、はっきり言いまして。

今後は、そこら付近をもしこういうふうなボーリング、いわゆる温泉の掘削等々が再度なるかならんかはわかりませんが、そういうふうな計画があった場合は、そういうふうな頭の中に肝に入れて、そこら付近を再度チェックをしていきたいと思えます。

○5番（牟田則雄君）

これ、今私が質問してどうこう変わるわけでもないし、この間末次議員が質問されておったように、もし出ているなら民間で有効活用ということもありましたので、このとおりの泉質なら十分使えると思うんですよ。これに基づいて、ひとつ民間有効活用をするならするで。ところが、そういうふうにして有毒ガスが出ているとか、鉄分が多いとか、そういう理由じゃなく、やっぱりちゃんとした理由で町民が納得できるような説明をして、そして再利用するなら再利用していただくような考え方でひとつお願いいたします。いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

泉質等については、また再度私も資料等を見させていただいて、今後、そういうふうなことで、民間等はできればせかくの温泉ですから、民間等が自費でやらせてくれんかいというふうなことがあった場合は、皆さんにもこういうふうなことがあっているとお諮りをして、議会が了解を得られれば、民間等に再度調査委託等なりしたいと思います。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

それで、前回の答弁で、もうこれは町としては断念するということを町長が判断されたわけですね。ところが、その後から民間活用してどうでしょうかという質問をされたのも、法人である社協のほうです。その社協の会長は今現に町長がされているわけですので、そこら辺、一般町民から誤解なきようにはっきり説明をして、そしてやっていただきたいと思います。

このことを要望して、私の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○町長（岩島正昭君）

たまたま私が社協の会長ということですがけれども、そういうふうな民間から社協に限らず、社協だけの限定ではございません。民間からそういうふうなことで、太良町にここをやりたいというふうな何社かあった場合は、皆さんたちと協議をしていただいて、たまたま私は会長ですから、社協にというわけにはいきませんから、社協からもしあった場合はということで解釈をしていただきたいと思います。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

どうもありがとうございました。これで終わります。

○議長（坂口久信君）

4番通告者見陣君、質問を許可します。

○7番（見陣泰幸君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問をいたします。

第3次総合計画について。

1、生涯学習の推進について、幼児教育と学校教育及び生涯教育の進捗状況と今後の対策について質問します。

2、文化・スポーツ振興について、文化・芸術及びスポーツ・レクリエーションの現在の取り組み、今後の取り組み方を質問します。

3、町民参画の推進について、町民参画と地域活動及び国際交流、地域間交流について質問します。

4、効果的な行財政運営について、行政運営、財政運営、現在の運営と今後の対策について質問します。

以上、4項目について質問しますが、2007年から2011年の後期基本計画となっており、始めてまだ1年ぐらいですので、進捗状況なんか答弁にまだまだちょっと困るところもあると思いますが、よろしくお願いします。

○町長（岩島正昭君）

見陣議員の第3次太良町総合計画の1番目、生涯学習の推進と、2番目、文化・スポーツの振興については、教育長に答弁をさせ、その後で私が順を追って説明したいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（陣内碩泰君）

見陣議員の1番目、幼児教育と学校教育及び生涯教育の進捗状況と今後の対策についてお答えをいたします。

幼児教育の基本方針は、基礎的生活習慣を身につけた心豊かな伸び伸びとした子供の育成を目指すとしております。地域ぐるみの幼児教育の施策として、関係課や社会福祉協議会と連携し、親を対象にした教室の実施、相談窓口の充実による相談体制の整備、育児サークルの育成として、18年度までをひよこクラブ、19年度から子育て交流事業による「親子で遊ぼう」や「チャイルドたら」による子供のお世話をお手伝いするなど、地域で子供を育成する環境づくりを進めております。

今後の対策は、この事業を一層充実していきたいと考えております。

次に、学校教育進捗状況と今後の対策についてですが、教育研究を重ね、みずから学ぶ意欲を引き出す指導法、総合的な学習の時間に対応した新しい学習方法、情報教育、道徳の時間の活用、人を思いやる優しさの醸成を図るなど、心の教育を推進する必要があることから、また、若い世代の子育て教育を支援するための対応策として、太良町の子供たちが生きる力を求め、心豊かで心身ともにたくましく育つよう、幼・保・小・中・高が連携し、総がかりで教育推進を図り、目に見える成果を上げる目的で、平成16年8月に太良町幼保小中高教育総がかり協議会を設立しております。

協議会の組織は、事務局を教育委員会に置き、幼稚園・保育園長、小・中校長、太良高の

校長、教育委員、社会教育指導委員、大橋記念図書館館長、PTA会長、各園の保護者代表等で構成をしております。

経緯を申し上げますと、県では小学校低学年児童の基本的な生活習慣を確立する必要から、平成17年度より加配教員を配置して、少人数学級とTT導入の施策を発足させることになり、同時に幼保小連絡協議会の組織化を期待しております。基本的な生活習慣は学力と深くかかわり、また人格形成上からも重要であるとの調査結果も出されております。個々においても、生活指導面で達成度を数値化して成果を上げる試みがなされ、県下で唯一の連携型中高一貫教育が推進されています。しかし、必ずしも期待されるような成果を上げているとはいえないなどから、この際、基本的な生活習慣の確立に向けて総がかりでこれに取り組み、確実に子供の生活向上を図ることで意見が一致し、下部組織に幼保小連携推進委員会、小中連携推進委員会、中高一貫教育推進委員会を置き、推進体制を整えました。取り組み運動として、まず家庭のきずなを深め、文化の薫り高い家庭と地域づくりを目指す目的で、本の読み聞かせ100点運動と豊かな人間性の育成や学力向上を目的に生活習慣100点運動を展開しております。本の読み聞かせ100点運動は、大橋記念図書館の移動図書を利用し、幼児のいるすべての家庭で本の読み聞かせ活動に取り組み、簡単な記録をとってもらいます。生活習慣100点運動は、幼児、小学校低学年、中学年、高学年、中学生別にそれぞれ必要度の高い基礎的な生活習慣5つを選び、年3回ほど運動期間を設定し、集計結果をお便り等で広報しておる状況でございます。

体験学習では、佐賀県オンリーワン事業等を十分活用し、農林水産業等を学んでおります。そのほかに悩みなどの心の対策として、心の教室相談員、スクールアドバイザー、スクールカウンセラー等を配置、学力向上等の対策として、小学校でも英語活動ができるようアシスタントティーチャーを配置しております。

また、学校と家庭、地域、社会との連携による学校ボランティア、学校eネットで、子供たちの安全対策にも取り組んでおります。

今後の対策は、ことし2月に初めて太良町美しい日本語暗唱大会を開催したところ、大変御好評をいただきましたので、今までの諸施策をより一層拡充して目標達成を目指していきたいと考えております。

生涯教育につきましては、第3次太良町総合計画に基づき、太良町の教育を定め、「自然が生きる・人が活きる 輝きとぬくもりの町」の実現を目指し、豊かな人間性と生涯にわたって学ぶ意欲を持ち、文化の創造に貢献できる心身ともにたくましい町民の育成を期し、学校、家庭、地域社会が連携して教育的役割を果たせるよう、生涯学習の機会の拡充、生涯学習基盤の整備、情報技術講習事業など、総合的な施策を推進しているところでございます。

近年、高齢社会が進む中、豊かで充実した人生を送るためには、町民一人一人が生涯にわたり学ぶことができる生涯学習の環境整備に努めなければなりません。

今後につきましても、町民の皆様のニーズに沿った魅力ある施策を展開するとともに、随時事業の見直しを図りながら生涯教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

2番目、文化・芸術及びスポーツ、レクリエーションの現在の取り組み、今後の取り組みについてお答えします。

文化・芸術の基本方針としては、すぐれた文化に触れ、感動を覚え、文化活動に参加し、また、伝統芸能や文化財を保存活用し、心豊かな人生を築くことに努めることとしております。

本町では、昭和47年に発足いたしました太良町文化連盟が中心となり、現在まで毎年太良町文化祭を開催し、文化・芸術に触れる場や機会づくりに努めているところでございます。また、学校では佐賀県小中学校芸術劇場を觀賞させ、文化活動の推進に努めているところでございます。文化財につきましては、竹崎観世音寺修正会鬼祭、川原狂言、竹崎鬼祭童子舞、竹崎観世音寺石造三重塔、湯牟田古墳、田古里古墳、道越古墳、竹崎城址等を随時整備しているところです。地区の人々により継承されている郷土民芸保存事業には町で助成し、また、その他ふるさと文化再興事業を活用し、浮立に必要な道具の整備等に努めているところでございます。文化振興事業では、伝承芸能大会、ふるさと文化祭、その後、吉田翠遺作展を開催したところです。

今後の対策としては、町民が文化・芸術に触れる機会をふやし、また地域の伝統芸能、文化財の保存活用にあつめてまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションについては、町民のスポーツ・レクリエーションに対する意欲とニーズに対応し、生涯スポーツの啓発や年齢・体力に応じたスポーツ活動のプログラムと機会の提供、指導者の育成と有効活用、体力づくり運動等の普及促進を図ることを基本方針として、いつでも、どこでも、だれでも、スポーツ・レクリエーション活動を楽しめるように、各種スポーツイベントの遂行、スポーツ大会の実施、各種教室、講習会等を開催し、スポーツ・レクリエーションの推進を図っているところであります。

今後につきましても、町民の多様なニーズを踏まえながら、既存のスポーツ施設の有効活用と地域や町体育協会などとの連携を図りながら、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に活動できるスポーツ・レクリエーションの推進にあつめてまいりたいと考えております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

3番目の町民参画の促進についてお答えいたします。

地方分権、自治体財政の悪化等により、これからのまちづくりは住民と行政の協働により進めることが求められております。このため、各種計画の作成に当たっては、町民の方の参画の促進を定め、広報紙やホームページ等により行政情報を積極的に提供し、各種委員会委員の公募、パブリックコメントによる意見の募集等を実施し、町民の声を反映した計画書づく

くりを行っています。今回、ホームページをリニューアルし、町政への意見、提案を寄せていただくコーナーをつくっておりますので、一層の町民参画は図られるものと考えております。

また、各地区で行われております地域活動が住民の高齢化等により困難となるなど、弱体化しつつありますので、町民による自主的な地域づくり、イベントなどを支援し、地域活動の活性化を図ります。国際交流、地域間交流は地域の活性化を促すものであり、今後さまざまな分野での交流が行われるようになると思います。本町のまちづくりにおける町民参画の交流推進について検討してまいりたいと考えております。

次に、4番目の効果的な財政運営についてお答えをいたします。

現在、行財政運営については、平成18年の3月に策定した行財政改革大綱や行財政改革プランに沿って順次改革を進めているところでございます。

まず、行政運営では、事務事業の簡素化や公立化を図るため、平成18年度から事務事業の行政評価を行い、順次評価基準や評価の方法について検討をし、平成20年度の公表に向け準備を進めておるところでございます。また、組織・機構の見直しにつきましては、昨年10月に課設置条例の一部について提案し、ことしの4月から実施することとしておりますが、今後とも行政のスリム化、事務事業のスピードアップにつながる改革を目指したいと考えております。その他の行政運営についても、改革プランに沿って順次改革を進めているところであります。

次に、財政運営では、平成19年度から町の支出の管理運営を民間に委託できるよう、指定管理者制度を導入し、経費の削減に努めております。また、予算編成や予算の執行では、限りある財源をいかに有効に活用できるかを常に念頭に置き、全職員が知恵を絞り事業の効率化に取り組んでおります。

収入では、使用料や負担金の見直しなどにより、町民の皆様には御負担をお願いしておりますが、利用者の適正な負担については、今後とも検討し、収入の確保を図っていかねばならないと考えております。

その他の対策につきましても、行財政改革プランに掲げる対策により、財政運営の効率化に努めているところでございます。

18年度の行財政改革では、その効果額は改革プランの146,000千円を大きく上回る234,000千円と予想以上の成果をおさめることができました。今後とも町を取り巻く環境の変化に十分に注意し、引き続き改革プランの見直しを図りながら、町民の皆様の視点に立った健全な行財政運営を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

最初の生涯学習の推進について質問します。

まず最初に、ひよこクラブの交流事業についてですけど、参加者の状況としてはどうでしょうか。ふえているのでしょうか。何組ぐらいあるのか質問します。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

ひよこクラブについては、ちょっと資料を整理しておりませんので、後立ってお答えします。

○7番（見陣泰幸君）

それでは、後でお願いします。

それで、スクール教室相談員やスクールアドバイザーを配置しているということでしたけど、今一番多い悩みや相談でどういうことがありますか。3項目ぐらいでよろしいのです。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

大体12項目ぐらいに大分類はしてございましたけれど、多い項目で言いますと、家庭、家族、友人関係が主でございます。

○7番（見陣泰幸君）

家庭、友人関係と言ったら、いじめの問題は今のところどうでしょうか、出てきていますか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

私のほうで、まだいじめについては連絡はおもらいしておりません。

○7番（見陣泰幸君）

そしたら、次に行きます。

今国際社会の中で、英語教育が必要となっていると言われましたけど、私たちの感覚では、英語も大事ですけど、またまだ日本語のほうがどうかかなと思う気もするんですよ。日本語の特定の教育ということについてはどう考えておられますか。

○教育長（陣内碩泰君）

全く議員御指摘のとおりでございます。国語力の強化というのは最重要な課題だと、こういうふうに私たちは認識をいたしております。新学習指導要領、間もなく告示されていきますけれども、言語活動の充実というものを真っ先に掲げている。大変国としても、これからぜひ必要だというふうにしていただいております。

町内4校でも、基礎基本の習得を図るために、読書音読の奨励したり、あるいは漢字強化を図るなど、そういうものに取り組むと同時に、事業の充実にも努めているという状況でございます。

今年の2月に先ほども申しましたけれども、第1回の太良町美しい日本語暗唱大会を開催いたしましたけれども、これはもうとりも直さず、国語力の強化の一環として執り行ったも

のでございまして、非常に有効なことではなかったのかなというふうに自負しているところでございます。

ついでに申しますと、12月5日に、実は太良町学力向上全職員研修会を開催いたしました。そこに講師として文部科学省の国語の強化調査官、井上一郎先生をお招きして全職員で拝聴するというを行いました。この井上一郎先生という方は学習指導要領を書かれる一番の中心になられる方で、この実執筆の真っ最中に、こういう片田舎に出かけてくるほどの時間がない、そういう忙しい方で、ほかの場合は全部キャンセルしているというような状況だったんですけれども、ぜひ太良町においでくださいということでお話を承ったところでございまして、そういう一時をもってしても、おわかりのように、とにかく国語力の強化ということには一層重点を置いて指導しているという状況でございます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

よろしく願います。

次に、教室相談員のところで、スクールアドバイザーなどにより、生徒や父親の相談、指導に努めますとありますけど、特に父母、お父さんお母さんへの教育、子供、生徒だけでなく、特にお父さん、お母さんへの教育というのも今から必要じゃないかなと思うんですよ。それで指導に努めておるといことですので、成果はありますか。

○教育長（陣内碩泰君）

これも議員御指摘のとおりでございまして、今スクールカウンセラーにせんだって御講演をいただきましたけれども、非常に優秀な先生に来てもらっております。せっかくのそういう方でございますので、生徒だけでなくって、教職員もちろん、保護者の皆さん方にもいろいろ関係してもらっているという状況でございますけれども、あるケースでは、保護者への精神的なケアにより、親子関係に大変大きな動きが出てきて、回復の第一歩を踏み出すことができた、そういうこともございましたし、あるいは若い保護者、あるいは母子家庭の保護者等の方々のお話をよく聞いてもらえますので、子育て支援という観点で非常に応援になっているんじゃないかなというふうに思っております。

中学校についてはスクールカウンセラーを配置し、それから、小学校にはスクールアドバイザー、それから中学校には、なお心の教室相談員というのも配置しておりますので、もう少し専門性は欠けるかもわからないけれども、もっと気軽に相談できるような体制も整えるというところでございますので、保護者、生徒はもちろんのことですけれども、保護者の皆さん方、あるいは教職員の皆さんも、相携えていければいいかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

幼保小中高教育総がかり協議会、教育推進をしますという項目で、現在この教育の成果が
どういうふうになっているのか質問します。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

子供たちが子供豊かでたくましく育つには、幼・保・小・中・高が相携えて取り組む必要
があると、そういう認識をしておりますので、そういう趣旨で立ち上げたのがこの幼保小中
高教育総がかり協議会でございます。特に、すべての子供たちの基本的な生活習慣を確立した
いと、そういう強い願いを持っているところでございますので、それが最大の眼目になって
いるということでございます。

成果ということでございますけれども、ちなみに、例えば、本の読み聞かせというのは平
成16年の9月の段階では、これ100点満点でしますと43点でございました。これが19年の9
月の段階では74.5点まで上がりました。それから、例えば、テレビゲームという項目につい
ても調査をいたしておりますけれども、小学校の低学年におきまして16年の9月では65.8点
でございましたけれども、19年の9月には、それが82.6点と、合格点というところまで、こ
の数字で見ると一定の成果は上がっているんじゃないかなというふうに思っているところ
でございます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

はい、わかりました。

それでは、栄養バランスのとれた安全でおいしい給食のことについて質問します。

今、米、野菜、そういったものは地産地消を利用してと書いてありますけど、今どうい
うな状態で米、野菜を購入しておりますか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

学校給食センターにおきましては、米とパンのほうは県の学校給食会のほうと締結をして、
それから、県の学校給食会はアメリカパンのほうに委託されて、うちのほうに納入してもら
っております。

それから、野菜関係についてでございますけれども、町内の学校給食材料納入組合という組
織がございます。そちらのほうから納入してもらっております。契約につきましては、普通
の場合は1年契約でさせてもらっておりますけれども、野菜関係につきましては、2週間に1
回の見積もり提示で契約をさせていただいております。町内産につきましては、この組合の
中にゆたたりの里が入られておりますので、町内産はそこからお願いしておるところでござ
います。一応前もってそちらのほうに連絡をいたしまして、納入できるかできないかとい
うことで連絡をさせていただき、もしできない場合は、また納入組合のほうに御連絡してもら

って、青果店のほうで、鹿島市場のほうで購入されておりますので、できれば県内産の野菜を納入してほしいというふうなことで要望しております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

今できれば県内産と言われましたけど、私の考えは、できれば町内の産物を使っていただきたいと思うんですよ。特に米なんかは、太良町でもまだまだ大分供給率、やり方によってはできるんじゃないかと思います。組合とかいろいろあるかもしれませんが、JAのほうにちょっと、多良支所とかですね、野菜に関してもしかりですけど、そういう考え方はお持ちでないでしょうか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

米につきましては、現在センターのほうでは自炊ができない設備でございますので、自炊する機械がございません。これは当初、議員御存じのように、牛乳、ミルク関係からパン、それから米というふうになっております。それで、途中から米飯給食が入っておりますけれど、当初からの米飯に対する自炊設備がございませんので、そういったことで今県の学校給食会のほうと契約をさせていただいております。

それから、地産地消の件を言われましたけれど、極力ゆたたりの里、町内産ですね、こちらのほうを利用しております。こちらのほうで利用できない分は、先ほど申しましたように、ほかの青果店のほうから納入しております。このとき極力町内にないもので、県内産というふうなことでお願いをしている状況でございます。大体2割ぐらいは町内産を利用させていただいております。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

太良町の給食センターに自炊施設がないということでしたけど、どこで米炊いておられるんですかね、太良町内じゃないんですか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、アメリカパンのほうで自炊委託をしておりますので、アメリカパンのほうから持ってきてもらっております。

○7番（見陣泰幸君）

そのアメリカパンの自炊施設、場所はどこですかね。何町か。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

鹿島のほうでもありますので、近いところから給食センターのほうに持ってきてもらっております。

○7番（見陣泰幸君）

やっぱり、自炊は施設を購入するよりそっちのほうが経費的には安くつくんですか、質問します。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

ちょっと私、細部について計算はしておりませんが、今の時点ではうちと鹿島市さんがアメリカパン利用でございます。塩田町と嬉野町につきましては、新しくセンターをつくられておりますので、そちらのほうで自炊されて対応されておるようでございます。

○7番（見陣泰幸君）

そこら辺の数字の検討も今後していただきたいと思います。

そして、言いにくいことですが、アレルギーですね。私の息子なんかはエビアレルギーとか、そういうことをちょっと持っていたんですよ。それで、今多良、大浦小学生、中学生、そういう何かしら持った子供というのは今現在いますか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

何名かいらっしゃいます。今センターのほうで、アレルギーの方に対応されている数は4名さんでございます。この方たちにつきましては、特別食をつくらせてもらっております。

○7番（見陣泰幸君）

やっぱりこういった方も、普通の人と同じことはでけんでしょうから、そこら辺どうですかね、難しい感じがしますが、答弁も困るかもしれませんが、ちょっと別につくったら周りから何か言われるとか、それと、例えば、金銭面とか特別につくれば違うのかとか、そこら辺は今現在あっていないですか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

この件につきましても、学校給食運営委員会のほうで議題として一応協議してもらっております。今現在の子供さんで手一杯の対応かと思っております。今後はこれ以上ふえられたらちょっと対応に困るというふうなことで、給食運営委員会のほうで一応お諮りはしてもらってはおりますけれど、今年度の新入生で何人そういった方がおられるか、ちょっとまだ把握はしておりませんが、1名さんぐらいかなというふうなことで、ちょっと今調査時点では追加の体制をしなければならぬかなと思っております。

○7番（見陣泰幸君）

そしたら、新生児の数について、ちょっとお尋ねします。

平成14年度、出生数が86人と聞いていますけど、この14年度は来年度から1年生に入学だと思えます。それで、これから少しぐらいはふえたり減ったりする年もありましようけど、この数字を見て、前協議会を立ち上げるとか聞きましたけど、そこら辺の進捗状況はどうで

しょうか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

平成20年度までは、町内4つの学校すべての学年で、学年2クラスの編成ができるだろうというふうにしてありますが、平成21年度からは、大浦小の新1年が35人1クラスとなると。それ以降は、今の状況ではまだずっと1クラスが続く状況であろうと。ただし、大浦小学校においても、平成26年度でも全校児童数が200人を下回ることはない、という状況でございます。

多良小については、平成26年度はちょっとまだはっきり数が確定しておりませんが、今の状況ではずっと2クラスが継続可能だというような状況でございます。

さて、お尋ねの学校の統廃合についての協議は進んでいるのかというような御質問でございますけれども、市町村合併とも絡みまして、これは全国的な検討課題となっているところでございまして、それもさまざまなパターンでの取り組みというのがなされているようでございます。

太良町におきましては、どのような形が最もふさわしいのか、慎重に検討を進めていく必要があるかというふうに思っているところでございます。まずは役場の庁内で情報収集しながら研究をしていくようにしたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

もうあと5年、6年と言えば、すぐ一年一年今早く過ぎていきますので、もうそういう協議に、極論的なことに入っても遅くはないんじゃないかなと思う気がします。そこら辺でどうでしょうか、まだまだ先のことと考えておられますか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

まだまだ先のことなどは思っておりません。もう直近の問題だというふうに思っておりますので、これは非常に大きな問題ですから、今後、子供の数が減っていく中で、一体どういうふうにしたほうが一番教育環境としてふさわしい状況なのかということをしっかり研究しながら、しっかり検討を進めていかなくちゃいけないでしょうし、そういうことになってきますと、初めは今役場の庁内での研究と言っておりますけれども、当然のことながら、地域の皆さん方の意向もお聞きせんばいかんし、あるいは議員の皆さん方との御相談もしていかなくちゃいけないだろうし、相当重要な課題としてこれは取り組むべきことだというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩いたします。1時から始めたいと思います。

午後0時 休憩

午後1時1分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○健康増進課長（江口 司君）

見陣議員の質問に答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

乳幼児教育ですか、ひよこクラブということでございましたが、ひよこクラブについては、育児に悩む母親の育児のストレス解消、あるいは相談事業というような形で実施しているところでございまして、18年度については毎月1回の年12回と、母親等については月に15人、延べ180人ですか、それから乳幼児については月18.5人、延べ222人ということになっております。事業費等については約300千円と。それから、19年度については事業自体を実施していないという状況にございます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

わかりました。

次に、生涯学習に入りたいと思います。

「学校の空き教室などを生涯学習の場として提供できるように努めます。」とありますけど、今どんな方向性をもって活用されているのか、活用方法を質問します。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

学校の空き教室などということでございますけれども、今、公民館におきましては、文科省の補助事業であります放課後子供教室という、子供の居場所づくり事業というのをことしで3年間ほど実施しております。その事業を多良小学校のわんぱくルームと大浦公民館をお借りして実施をしておりますけれども、活動内容によっては学校の調理室とかグラウンドを利用するなどして既存の施設の有効活用を努めているところでございます。これも学校側の御理解と御協力によるものと思っております、着実に進展を見ているところでございます。

学校施設の開放については、生涯学習の拠点づくりとして国、県でも強力で推進をしております、地域住民の方にとって学校は利用しやすい施設だということで、特別教室とか、それから学校の図書館等を利用させていただいて、生涯学習の場として利用しやすいように、例えば、各種会議とか、サークルとか、趣味活動とか、そういうのを幅広く活用できるような体制の整備が必要ではないだろうかと考えております。

県内においても、空き教室を利用したサタデースクール等々が開催された箇所もございま

すので、そういうところも参考にしながら、空き教室の有効活用をできるよう、学校側とも十分協議をしながら推進していきたいと考えております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

今、わんぱくルームと言われましたけど、わんぱくルームを利用している子供の数ですね、多良、大浦でわかれば何名ぐらい、そして何年生が何名と、わかればお願いします。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

多良小学校の利用者数は大体30名前後ですね。それから、大浦の公民館のほうが子供数は20名前後といったところまでございまして、大体主な学年でいえば低学年のほうが主でございます。5年生とか4年生、6年生もおりますけれども、主に3年生、2年生、1年生が——人数はそれぞれわかります。今ちょっと資料を持っておりませんが、大体そういったところで活動しております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

そしたら、2番目の文化・スポーツの振興について質問します。

基本方針として「スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。」とありますけど、今、若者の減少に伴いスポーツ人口は減っていると思います。これからどういうふうな対策をもって人数をふやそうと思っておられますか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

見陣議員言われますように、人口の減少によって若者の減少もあっているかと思えます。そういった状況の中でスポーツ人口をふやすという意味では、若い人が活動する競技スポーツ等を町主催事業から体育協会主催の事業へと移行して、部落対抗だけではなくて、若者が参加しやすいようなクラブ対抗とか仲間対抗などの大会を実施して、若者のスポーツ振興、増加拡大に対応したいと考えております。また、関係団体とかの協力、理解を得て事業の展開に努めているところでございます。

それで、現在のところ、そういった面では町内の多くの若い方たちもスポーツにかかわりを持って活動しているとは思っております。ほとんどの若い人たちが何らかのスポーツにかかわりを持っていると考えております。

今後とも、住民のニーズを踏まえた対応が必要であると思っておりますので、体育協会等と関係機関等の連絡を密にして、各種目の充実とクラブ、サークル等の自主的な活動の支援に努めていきたいと考えております。

以上です。

○7番（見陣恭幸君）

次に、今現在、ニュースポーツと言われるスポーツはどれぐらいありますか、種類のには。そして、指導員の方々の数は何人ぐらい今おられますか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

ニュースポーツの数ということでございますけれども、現在、太良町ではゲートボール、グラウンドゴルフ、ユニカール、ソフトバレー、ヨガといった種目が10種目程度、ニュースポーツとして実施されておるようでございます。

2点目の指導員の数ということでございますけれども、種目によっては異なっているところがございまして、基本的には各種目が自主運営を行っておりますので、その組織の中に指導者としては二、三名の種目もあれば数十名の種目もあるというところがございます。

以上です。

○7番（見陣恭幸君）

わかりました。

続いて、町民参画の推進について質問します。

国際交流について、今現在、県内、あるいは各地区で交流があっているみたいですが、太良町は外国との独自の特別な交流は今現在ありますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

議員御質問の町としての国際的な交流というのは今現在行っていないということで、その国際交流をどういうふうなとらえ方をするかによりますけれども、いわゆる外国青年招致事業として外国語指導助手の活用なんかはしておりましたけれども、今現在では、町としての国際交流的なものはやっていないというのが現状でございます。

○7番（見陣恭幸君）

国際交流はわかりましたが、地域間交流で、国内でさっき言いましたように限定して交流を進めている日本各地のどこか、特定の市町村はありますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

太良町としてほかの地域との地域間交流ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それについては、以前は県境の小長井町との交流があっておりましたけれども、平成の大合併によって市町村の枠組みが違ってまいりまして、今は民間団体、あるいは民間クラスの交流はあっていると思いますけれども、町として特定の自治体との交流というのは特にはやっておられません。

○7番（見陣恭幸君）

国際交流、地域間交流について、今後どこか、そういうイベントとか交流をしたいという構想はありますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この項目でうたっているのは、一応そういうふうな構想的なものはうたっておりますけれども、基本的に地域間交流、あるいは国際交流においても、民間レベルでの交流から始まって市町村レベルでの交流に上がっているというのもかなり事例的にはありますので、町に限らず、町、あるいは町民による交流をどんどんどんどん図って、お互いに地域間交流ができたらとは考えております。

○7番（見陣恭幸君）

今後ともよろしく申し上げます。

そして、答弁に各種委員会の委員さんの公募という答弁がありましたけれども、今、この各種委員というのはどういうふうな種類をされているのか、できれば何名編成で活動されているのか、そういう公募が今現在順調に公募できているのか、そこら辺を質問します。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

答弁では、広報媒体の手段としては、一応「町報たら」とかホームページ、あるいはチラシにより住民に広報いたしまして、民間委員としての公募はやっております。私のところで把握しているのは、最近した委員会としては地域振興計画審議会委員、いわゆる総合計画の審議会委員ということで、これは後期計画でありましたけれども、構想を練ったときの大体の人数によりまして14名ということで、そのうち2名を公募委員ということで募集をかけております。今回応募があった方は、2名の公募に対して応募されたのは1名と。これは総務課のほうでされております行財政改革推進委員会、これについても当初したときの人数と同じで、民間の公募委員というのは3名募集していますけれども、2名が応募されたというのが実績でございます。

○7番（見陣恭幸君）

そしたら、今後ともそういう活動をどんどんしていただくようによろしく申し上げます。

これで私の質問は終わります。

○議長（坂口久信君）

5番通告者川下君、質問を許可します。

○6番（川下武則君）

議長の許可を得ましたので、通告書にのっとり質問をさせていただきます。

第1番目に、有明海の今後についてであります。

昨年よりノリ生産業者はますますの収穫並びに収益も上がっていますが、漁船漁業を営む

人たちは今年度もタイラギの漁獲が見込めず、瀬戸内方面へ出稼ぎに出ているのが現状である。季節もののカキや冬ダコも漁獲が見込めておらず、大変苦しい生活に貧窮されている。町においては、このような状況を踏まえ、国、県に対し有明海再生を強く働きかける考えはないかを問います。

○町長（岩島正昭君）

川下議員の1点目、有明海の今後についての質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、大浦漁協の主力水産のタイラギにつきましては、平成2年、平成3年度は300トン、平成8年度、9年度には200トンを超える水揚げがあったが、平成11年度から極端に減少し、平成12年度から14年度までは操業はないということで、平成15年度は30.2トン、平成16年度、17年度も操業はあっておりません。18年度は8.2トン、今年度に至っては、わずか1.3キロという皆無と同じような状況でございます。

また、期待されていた今期の養殖竹崎カキも夏の大量へい死により、目方1基当たり収量はこれまでの最低の状況であり、冬ダコにおきましても、燃料高騰の影響で出漁間隔をあげて操業している影響もありますが、水揚げは例年の3分の1であると聞いております。

太良町における漁獲量、漁獲高の推移を見ても、平成9年度までは4,000トンから5,000トンの漁獲量が現在では2,000トンを下回る漁獲量となっております。漁獲高にいたしましても、平成9年度は15から20億円で推移していたものが平成10年から平成16年には4億円程度の漁獲高で推移しております。

このような状況の中で、60名程度の方が瀬戸内方面へ仕事を求められていると聞いております。町といたしましても、町ができる水産振興策としてカキ養殖の振興、ガザミ畜養に関する取り組みなどを実施しております。

平成20年度の施策方針で述べましたとおり、本町の水産業の振興にとりましては、有明海の海況不良問題解決、有明海の再生が最も重要なものであると位置づけております。有明海再生のための町の取り組みといたしましては、平成12年度のノリの凶作を受けて、県内有明海沿岸の4市2町で設立された佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会での国県への要望活動及び全国水産振興漁村活性化推進大会時に国会議員への早期の有明海再生を要請しているところでございます。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

実は私が調べたあれなんですけど、ことし高卒の漁民の方の後継者が一人も家事の従事をしないということなんです。裏返して言えばどうということかといったら、今の有明海では生活ができないと。子供たちが、そういうふうの後継者がみんな思っているわけです。昨年度は1人、辛うじていたんですけど、ことし卒業される方に私が聞き取りをずうっとしたところ、漁師をなさっている方にずうっと回ったんですけど、一人もいないんです。この状況

を町長がどういうふうにとらえるか。

また、漁民の方から常々言われるのが、佐賀県選出の国会議員さんが副大臣になっているのに、どうして何も答えも出せないのかと。農林水産副大臣が2人もいるのに何か町長は話をしているのかと、そういうふうな声ばかり私のほうに来るんです。町長がこの副大臣お二人に頼んでいらっしゃることも、また、陳情なされていることをお聞きしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

まず、国県ありますけれども、県のほうについて申し上げます。

これは県の有明海再生課というのがありますけれども、いろいろ要望の中で県の取り組み等をお聞きしておりますから、御報告申し上げます。

漁業者の方々の意向を踏まえ、有明海環境変化の原因究明のために中期、長期開門調査、徹底した調査の実施と、有明海再生時の道筋を早急に明らかにすることを引き続き県としても国へ要望していただくということと、もう1つは、有明海再生特措法を軸として、海域環境改善へ水産資源の回復に資する各種事業の推進をお願いしておるということでございます。

それと、国のほうは今議員御指摘の農林水産大臣を通して水産庁のほうに要望しておりますけれども、今、水産庁の対策としましては、平成14年度の有明海特措法に伴い、有明海を豊かにする海に再生する国においても海域環境の保全と改善、水産資源の回復による漁業振興等の施策を実施していただいております。

太良町関係では、貧酸素水塊対策、これは貧酸素の水塊対策ということですね。それと、2点目は水産基盤整備事業、これは水産資源の基盤整備事業といたしまして、議員も御指摘のとおり特措法で海底耕うん、あるいは有明海の覆砂関係を国営でやっただいております。

それと、第3に環境改善技術の現地実証ということで、有明海の環境改善を効果的に実施するために潮位差が大きく、アゲマキとかタイラギなどの貴重な資源が生息する有明海域の特性に即した技術開発が必要ということで、その実証事業を実施するというところでございます。

それと、環境変化の仕組みの解明に向けた調査ということで、これは有明海の漁業者の意見交換を踏まえながら、貧酸素現象調査、潮流調査、底質環境調査等を実施しますということでございます。

それと、生活排水対策ということで、これは御存じのとおり生活雑排水の下水関係ですね、そういうふうな下水関係の補助もやりますということで、これは今村先生のほうから水産庁のほうに申し入れをしてもらっておるというふうなことでございます。

今後とも、これらも踏まえて県の動向、あるいは国の動向を見ながら、上京した際は極力両先生のもとに行って陳情活動を続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○6番（川下武則君）

実は漁協の役員さんからきのう私仕入れた話なんですけど、今週の15日の土曜日に今村農林水産副大臣が大浦支所のほうに来られるということなんです。もし町長がそれを知らなかったら、議会のほうでそれを教えてもらって、できれば何とか、貧酸素対策とか、いろんな対策はなされているんです。海底耕うん等もされていますし、だけど効果があらわれないというか……。調査、調査で漁民は実は飽き飽きしています。調査ももちろん大事なんですけど、調査よりも結果を求めています。その結果に期待している漁民の声を町長が聞いてもらって、また、それを副大臣にお願いしてもらいたいというのが漁民の考えですけど、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、有明海再生の道筋を明らかにするために開門調査とか、いろいろ漁民の要望があります。現に潮流調査とか海域調査を行っておりますけれども、これまでの結果を総括して道筋はどうだというはっきりした結論は出ていない状況でございます。

さっきも申しましたとおり、国の要望もそういうふうで水産庁に申し入れをしていただいておりますけれども、私は15日にできる限り出席をいたしまして、漁民の皆さんと一緒に要望していきたいと、かように思っております。

○6番（川下武則君）

よろしくをお願いします。

続いて、2点目の質問に移りたいと思います。

2点目は、太良町病院の健全化についてです。

現在、太良町立太良病院は赤字経営である。平成18年4月に新病院を開院したが、患者がふえず、町民は町外のほかの病院へ診察に行っている現状だと聞きます。医療は町民の生活に直接かかわる大切な事業なので、町民が安心して太良病院をかかりつけの病院にできるような努力が必要だと思う。太良病院の経営を健全化させるために今後どうされるかを問う。よろしくをお願いします。

○町長（岩島正昭君）

2点目の町立太良病院事業に係る質問につきましては、院長に答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

○太良病院長（古賀俊六君）

2点目の町立太良病院の健全化についての御質問にお答えします。

太良病院の経営を健全化させるために今後どうするのかという御質問ですが、まず、御参考までに患者数の状況を申し上げます。

新病院を開設した平成18年度の患者数と旧病院の平成17年度の患者数を比較します。

外来患者数は17年度が5万6,362人、新病院になった18年度が6万5,105人です。外来患者数は8,743人ふえております。1日当たりは29.7人の増加となっております。

次に、入院患者数ですけど、旧病院の17年度が1万3,185人、新しい病院の18年度が1万6,715人で、新しい病院になって3,532人ふえております。1日当たりでは9.8人の増加となっております。

19年度、今年度の患者数ですけど、18年度に比べますと少し落ち込んでおりますが、2月までの実績で旧病院の17年度と比べますと、外来患者数で4,168人、入院患者数で1,738人の増加となっております。

御質問の経営の健全化をどうするかということです。

現在、太良町行政改革プランに基づいて院内改革を進めておるところでございます。新病院の開院であるとか、看護体制を13対1にしたこと、あるいは在宅支援事業など訪問看護ステーションの設置とか、通所リハビリテーション、あるいは居宅支援事業の開設、そういうことをやっております。

これに加えて、近年、全国の多くの公立病院においても経営状況が悪化するとともに、また、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっております。このような状況を是正する目的で、国の総務省の指導により平成20年度内に地方公共団体が公立病院改革プランを策定することとなっております。

このプランに盛り込む主な内容は3点ありまして、1番目が経営の効率化に関すること、2番目が病院の再生ネットワーク化に関すること、3番目が経営形態の見直しに関することとなっております。

1番目の経営の効率化についてはおおむね3年程度、2番目、3番目の再生ネットワーク化と経営形態の見直しについてはおおむね5年程度で改革するよう、策定することとなっております。したがって、町立病院といたしましても、このプランを平成20年度に策定し、そのプランに従って健全化を目指してまいります。

先ほど申し上げました行財政改革の中でのプランとあわせて、この新しい平成20年度中に策定する予定のプランに基づいて健全化を目指していきたくと考えております。

また、これまで議会の中で答弁しておりますとおり、平成20年度中に総務省のアドバイザー事業を申請する予定であります。もしこのアドバイザー事業を受けることができれば、アドバイザーから指摘された内容も改革プランに盛り込みたいと、そのようにやっていきたいと考えております。

以上です。

○6番（川下武則君）

よくわかりました。

実はこの前も、国保委員のときにもお話をちょっとさせてもらったんですけど、今度から後期高齢者制度が始まるということで、年を召されている方が非常にいろんなやつが、介護保険だ、さあ後期高齢者だとか、次から次に新しい言葉が出てきて、医療の問題もあるものですから、非常にわかりにくいということを聞かれて、私もわからん中で「そしたらちょっと聞いてくるけん」というてこの前もちょっと質問させてもらったんですけど、そういう部分でも太良病院に行ったらいろんなことが簡単に聞きやすいし、太良病院に行ったらいろんなこともできるんだという、何か一つ目玉商品みたいな感じで、年寄りさんなら年寄りさんをとにかく大事にいたわるんだとか、そういう部分を押し進める考えはないかを問います。

○太良病院長（古賀俊六君）

お答えします。

言われたとおり、4月から後期高齢者の保険制度が変わりまして、主治医みたいなのを決めて、そして、その主治医が主に――外来の主治医ですけど、大体全部診ると。特殊な、骨折したとか、あるいは目が悪くなったとかいうのはそれぞれの専門家に診てもらうような形になるわけですけど、そういうふうな制度になりまして、医療とか介護とか、あるいは保健、福祉、そういうのが一体化したような感じで、丸ごと個人なり家庭なり地域、そんなふうに総合的に診るようなニーズが出てきていると思います。それに対応するような体制をこちらも、病院側もつくって対応していかねばならないと思っています。

ですから、介護支援事業とかも始めていますし、医療だけじゃなくて、さらには予防的な意味で保健事業もやるようになっていきます。メディカルソーシャルワーカーというのがいるんですけど、そういう人が主にそっちのほうの介護も含めた、医療分野も含めて考えてくれる立場の人ですけど、そういうふうな仕事をしている人もやっておりますので、どうぞ太良病院に相談してください。

○6番（川下武則君）

どうもありがとうございます。院長言われるように、そうやって一つ一つ現実性を持って取り組んでいってもらったらいいかと思います。

実は、隣のばあちゃんの話ばかりしたらうまくないんですけど、「太良病院は赤字でじゃなかね」とか、「そがんしているいろんな問題があつてじゃなかね」とか言われて、実は自分たちがかかる病院が地域からなくなるというのを非常に心配なされているんですよ。「赤字経営が続いたらやむとやろう」とか、「いや、そがんことはなかけん」と言うとはってんですね、やっぱり年寄りさんたちはもう長うなかというたものの、やっぱり心配ばさすというか、そこら辺を踏まえて、本当太良病院の健全化に努めてもらいたいと思います。

続きまして、3つ目の質問に移らせていただきます。

町営住宅の増設の考えはあるかということで、太良町への若者の定住については町長も常々考えられておられると思うが、現在、町営住宅が不足している状況にある。今後、町営住宅

を増設する考えはないかを問います。

○町長（岩島正昭君）

次に、3点目の町営住宅の増設についてお答えをいたします。

この件につきましても、過去にも数名の議員さんから定住対策と絡めて質問がっておりますけれども、現在、町営住宅は栄町団地に2棟、畑田団地に3棟、油津団地2棟、亀ノ浦団地ほかに2棟の計4団地の9棟の78戸と、瀬戸に2戸、栄町の多良第1住宅に2戸、合計の82戸があり、全戸入居していただいております。

議員御質問の町営住宅の増設であります。議員御指摘のように、若者定住など町内の人口増を図るには住宅の確保は必要だと認識をいたしておりますが、建設するには地震に対する耐震対策の基準等が非常に厳しくなり、鉄筋コンクリートづくりで1棟大体12戸規模でございまして、建設するためには約2億円ぐらいが見込まれます。また、将来にわたりさまざまな維持管理費等など事業負担も発生してまいります。

現在、町の財政状況を考慮しまして、町営住宅の増設は考えておりませんが、定住対策の一つの方法として定住促進条例を制定し、20年から3カ年間、個人での住宅建設等に対して補助金を交付し、町外からの転入費や太良町への定住を促進していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

これは本当若者から直接私がアンケートじゃないですけど、とって、「こうやって今度若者定住策でわたしが結婚して家をつくったら1,000千円、2,000千円の補助金が出るけんが」と言うたっですよ。そしたら、子供たちからですね、子供たちと言ったらおかしいですけど、若者から返ってきた言葉が、「今の太良町で家ばつくるごと収入のあるところがなか」と、「働く場所は役場じゃいろ、ほかに森林組合じゃいろしかなか」と、「この状態で家ばつくれと言うたっちゃ、おどまどがんしわえんばい」と。そいよいか、もう町のほうで住宅ばつくってもらったほうが、今は二世帯住宅がどこでもはやりですけど、二世帯住宅をつくる銭もなかと。何とか住宅の増設はできんじゃろうかということやったっですよ。それで今回質問させてもらったんですけど、現実問題として家をつくるとなったら、土地は今安かけんよかばってんが、家ばつくるとなったら、最低でも坪300千円ぐらいかかる。坪300千円で30坪の家をつくったら、何だかんだ言われたら10,000千円かかると。生活ばしながら10,000千円の、結局補助金が1,000千円や2,000千円来たっちゃ、あと8,000千円ばずうと返していこうでちゃ、ローンば組もうでちゃざっといかんと。財政的に太良町も厳しかことはわかるし、先ほど町長の答弁でもわかるごと、2億も幾らもかけて町はそこまでけんかもしれんばってんが、若い人口層を取り入れて定住させるためには何かが必要じゃなかなかなと思えます。

先ほども質問したんですけど、有明海の再生にしても一緒なんですけど、漁業所得が物すごく減少しております。税収もその分減っていると思います。そういう中で、子供たちに今太良町に残ってくれという話を私は事あるごとにしているんですけど、返ってくる言葉はそういう言葉ばかりです。

そこで、何とかいま一度、若者定住策で町長も思い切った決断をされて、私も非常に喜んで子供たちに言うたところが、「仕事のなかとばこっちに残れというて何ばすつとね、何ばして働けて」と言われたときに答えようがなかったのが現状です。

そこら辺を踏まえて、町長の今後の考えを聞いて私の最後の質問にさせていただきます。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

確かに、1次産業の低迷で漁業に限らず農業のほうも大変厳しい状況にあるというのは自覚しております。木下議員の説明にもありましたとおりに、本当は企業誘致が、大手の企業に来てもらうのが一番ベターなところですけども、何分にもアクセスがないということで、なかなかこれも企業が来んということで、住宅につきましては先ほど2億円と言いましたけれども、町営住宅をつくった場合は、今82戸ございますけれども、一遍入っていただければ30年、40年はもう今現に永住ですよ。箱物をつくれれば、将来的にずっと維持管理費がかさむばかりだということで、これは瀬戸も補助事業でつくっておりますけれども、補助事業でつくった場合は払い下げができないんですよ、耐用年数が過ぎるまでは。それで、耐用年数が過ぎて老朽化になれば、廃止届を出せば補助をもらっておるけんが、壊すとは許可するけれども、新たにどこにつくりますかというふうなひもつきがございます。

できれば、私も山林が、日本の国内産がどんどんどんどん値が上がれば、うちが単独で住宅の平家建てかなんかつくって、そして、5年か6年ぐらい永住していただければ払い下げるといいうほうが一番ベターだと思うんですよ。でも、今の状況としては国庫に頼らざるを得んということで、国庫補助事業をもらうにはそういう規制がかかるということで、今後どうしたらいいか、そこら付近の対策については再度検討させていただきたいと思います。

以上です。

○6番（川下武則君）

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

これで一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時43分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 下 平 力 人

署名議員 木 下 繁 義

署名議員 所 賀 廣